

平成 28 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9 月 14 日

議 題

- 議案第64号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち
生活産業部
都市整備部
の所管に属する事項
- 議案第67号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第68号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第69号 江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議案第70号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 議案第71号 江南市都市公園条例の一部改正について
- 議案第72号 江南市道路占用料条例の一部改正について
- 議案第73号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第74号 江南市準用河川占用料条例の一部改正について
- 議案第75号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について
- 議案第76号 江南市下水道条例の一部改正について
- 議案第77号 江南市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
生活産業部
都市整備部
の所管に属する歳入歳出
水道部

の所管に属する歳出

議案第93号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第95号 平成28年度江南市水道事業会計予算（第1号）

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

議案第99号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第100号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第103号 平成27年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

出席委員（7名）

委員長	稲山明敏君	副委員長	尾関昭君
委員	東義喜君	委員	古田みちよ君
委員	福田三千男君	委員	牧野圭佑君
委員	藤岡和俊君		

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議員	鈴木貢君	議員	山登志浩君
議員	中野裕二君	議員	伊藤吉弘君
議員	幅章郎君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗本浩一君
主査 長谷川 崇君

議事課長 高田裕子君
主事 徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

生活産業部長 武田篤司君

都市整備部長 鈴木慎也君

水道部長兼水道事業水道部長 鵜飼俊彦君

市民サービス課長 山田順一君

市民サービス課主幹 今枝一也君

市民サービス課副主幹 伊神紀久代君

市民サービス課副主幹 矢橋尚子君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

川口秀子君

市民サービス課主査 丹羽克仁君

商工観光課長 石坂育己君

商工観光課主幹 中山英樹君

商工観光課主査 駒田直人君

商工観光課主査 長谷川 悟君

農政課長 大岩直文君

農政課主幹 村瀬 猛君

農政課副主幹 岩田浩和君

環境課長 石川晶崇君

環境課主幹 相京政樹君

環境課副主幹 青山 守君

環境課副主幹兼環境課環境事業センター所長

牛 尾 和 司 君

環境課主査

青 山 裕 泰 君

広域ごみ処理施設建設対策室長

平 野 勝 庸 君

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室長

阿 部 一 郎 君

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室副主幹

山 内 進 治 君

まちづくり課長

野 田 憲 一 君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長

堀 尾 道 正 君

まちづくり課主幹

米 田 直 人 君

まちづくり課副主幹

川 瀬 正 士 君

まちづくり課副主幹

影 山 壮 司 君

まちづくり課副主幹

小 池 浩 司 君

まちづくり課主査

加 藤 考 訓 君

土木課長

馬 場 智 紀 君

土木課主幹

伊 藤 達 也 君

土木課副主幹

吉 本 晴 永 君

土木課副主幹

酒 匂 智 宏 君

土木課主査

山 本 健太郎 君

建築課長

沢 田 富美夫 君

建築課主幹

可 児 孝 之 君

建築課主査

源 内 隆 哲 君

水道部下水道課長	小 林 悟 司 君
水道部下水道課主幹	夫 馬 靖 幸 君
水道部下水道課主査	瀬 川 悠 子 君
水道部下水道課主査	柴 垣 伸 道 君

水道事業水道部水道課長	郷 原 実智雄 君
水道事業水道部水道課主幹	高 田 昌 和 君
水道事業水道部水道課副主幹	岡 久 雄 君
水道事業水道部水道課主査	今 枝 寛 君
水道事業水道部水道課主査	磯 部 将 人 君

総務部長	村 井 篤 君
------	---------

行政経営課長	村 瀬 正 臣 君
行政経営課主幹	平 松 幸 夫 君
行政経営課主査	山 口 尚 宏 君

○委員長 定刻より少し前ですけれど、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

8月に入りまして、軒並み、台風が毎日のように発生しております。けさも天気予報を見ておりましたら、台風16号が今週の末にこの付近に接近するんじゃないかといったようなことを言うておりました。本当にこの時期、甚大な被害が起きないように、委員の皆様方、そしてまた当局の皆様方に対しましては十分に注意していただきますようよろしくお願いしたいと思っております。

本委員会には、今回非常に多くの案件が付託されております。委員の皆様方におきましては、議事の運営をスムーズに行っていただくようよろしくお願い申し上げます。また時節柄、クールビズも可として進めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、当局から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る8月31日に9月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をしていただきますよう、また適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。

また、きょうは午後から鉄道高架の関係の現地視察ということで、私も同行させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてを初め19議案の審査を行います。

また、午後1時ごろから布袋駅付近鉄道高架化整備事業に係る現地視察を予定しております。

この現地視察につきましては、委員の皆様へ一つお願いがございます。

カメラ、スマートフォンなどで撮影をしていただくことは御遠慮願いたい

と当局及び名古屋鉄道株式会社より申し入れがございましたので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日の日程の説明に戻りますが、委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときはその拒否を決めると規定されております。円滑な議事運営とするため、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で、発言の拒否を決めてまいりたいと考えておりますので、御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構でございます。

それでは、審査に入ります。

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正について

のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する事項

○委員長 最初に、議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する事項を議題といたします。

なお、審査方法ですが、議案の内容が複数の課にわたっております関係上、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長　それでは、江南市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第64号　江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、9ページには江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）を、さらにはねていただきまして、10ページから12ページにかけ、参考としまして江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

なお、市民サービス課分につきましては、10ページの下段、印鑑登録に関する証明から、11ページの中段、住民基本台帳の閲覧まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　1つだけですけれども、今回の見直しで1.5倍で200円が300円とかになっていますが、今後、またさらに値上げしていく予定はあるのでしょうか。もう満額になっているという状況なんでしょうか。

○市民サービス課長　証明、交付に関する事務手数料は一応300円ということで、受益者に求める金額に既に達しておりますので、現状のコストを前提としますと、今後、定期的な見直しにおきましても300円は据え置きになるものという予定でございます。

○東委員　1つだけ聞かなかったことがあるもんですから、11ページの最後のところですね、市民サービス課担当の。住民基本台帳閲覧というのがあるんですけど、証明書の手数料は、私、自分が本会議で計算の根拠というのは人件費と、それから維持費に係る費用を処理件数で割ったというのが計算の根拠でした。それで、平均をとって300円というのが出たわけでありまして、閲覧の場合ももともと100円であったものを150円というふうに今回するわけでありまして、本会議では計算の根拠は聞きませんでしたけど、具体的に閲覧の場合の計算根拠だけちょっと確認をしたいんですけど。

- 市民サービス課長 閲覧につきましては、人件費のみに関する費用について織り込んだ金額でございます。
- 東委員 参考に聞いておきたいのは、例えば市民サービス課の場合の住民基本台帳にかかわる人件費が幾らで、あるいは処理件数が幾らということを出されておるんですよね。その数字だけ確認のためにお聞かせいただけます。
- 市民サービス課長 7万2,145円でございます。件数は307件ということでございます。
- 東委員 そうすると、幾らになるんですか。そこまで言ってもらいたい。
- 市民サービス課長 235円ということですよ。
- 東委員 実際のところ、235円だそうでありますけど、そうすると、先ほど藤岡さんが言ってみえた今後のことに関して確認しますけど、要は証明手数料はほぼ満額ということだから上がらないでしょうということでありました。今のお話を聞くと、閲覧に関していえば235円ぐらいになるということで、今回150円に抑えられておるということは、これに関していえば、予定の感じでいくと、1.5倍というふうに考えてみえるんでしょうか。
- 生活産業部長 使用料・手数料につきましては、総務部のほうで全体の考え方を整理してやっておる関係で、200円を300円にするものについては、本会議でも答弁がありましたように、ほぼ満額になっているということでありましたが、それよりも上については、また見直しの時期に改めてそういったコストを見た中で、必要があれば、また全体的な中でどうしていくかという検討をしながら多分決めていくということになるろうかと思っておりますので、現段階ではこういう形になっておりますけど、今後どうするかというのは、これに限らず、全体の考え方が統一的に検討されているということがありますので、その中でまた改めて検討するようになるというふうに考えます。
- 東委員 今回の見直しの中身は物すごく数多くて、それで、今、部長さんから話がありましたように、一応整理してまとめたところは総務部のほうの関係に該当するわけでありまして、あのとき本会議でお聞きしたのは、たまたま税務課の関係と市民サービス課の証明手数料だけをあえて総務部関係ということでお聞きしたんですけど、それで、あのときの見解は、あえて

確認のために1.5、1.5と、5年ごとに予定があるという話のときには、基本的には満額はないということでありましたけど、今の生活産業部長さんのほうの見解でいくと、全体は総務部で検討しているということで行くと、手数料・使用料は多岐にわたる内容なんですけど、行政側としては、5年後、基本的には来年の4月に変わるんですけど、さらに5年後、手数料は1.5倍、使用料は1.31倍というのが基本の考え方なんですけど、今の話でいくと、市としての見解は、5年後にはもう1回ひょっとしたら値上げ、1.5倍の可能性もあるということを検討するというのが正式な御見解なんですか。

私、本会議でたまたま手数料に限って聞いたのは、証明手数料だけしか聞きませんでしたから、それについてはどうでしょうかと確認したときは、1.5倍のことは多分ないでしょうと、満額に達していますからということがありました。

今の部長さんの関係からいくと、いやいや、5年後には見直すこともあり得るというようなふうに私は受け取ったんですけど、正式には5年後にまた改めて全体を見直すというのが、行政側としてはそういう見解が正式な見解ということに受け取っておけばいいでしょうか。

○生活産業部長　今回の使用料・手数料の見直しの考え方というのが、前、委員のほうからもありましたようにお示しがされていると思うんですけど、その中で示された内容は、いろんな経費だとか、それから市民の方のニーズの変化を踏まえるということで、定期的に料金の見直しを実施していこうという考え方があったかと思います。また、そのときの改正後の利用実績だとか、そういうの確認ということと、当然利用者への配慮ということもあって、今の使用料・手数料の見直しの中では5年ごとに改めて見直ししていこうという考え方が示されておりますので、結果として変わらないということも当然あるかと思うんですけど、一応5年ごとに見直しをしていこうということが、さきの使用料・手数料全体の中にはうたってあったかと思いますので、それに基づいて、改めてまたそのときには内容を検証するといいますか、そういうことになるのではないかと思います。

○東委員　私が本会議で受け取った感触としては、たまたま限った部分だけでしたけど、捉え方としては、証明手数料に関しては基本的には満額に達し

ておるのでと、計算上300円というのが。だから、ありませんというふう
に受け取ったんですけど、でも、ほかの部分については、今、たまたま例を出
した閲覧については、実際計算をするとそういった数字になるということは、
満額に達していないということになれば、その是非は別としましても、
我々は上げなくてもいいと思っていましたけど、ただ考え方としての整理で
すけど、そうしますと、今の話でいくと、市民課と税務課の証明手数料に関
しては、計算上満額だから1.5倍、1.5倍はありませんけどと。ただし、ほか
の分野については、考え方はそういう考え方なので、見直しがあり得るとい
うふうなことが正式な見解ということですね。それは確認という意味でね。

そうすると、我々の受けとめ方としては、例えば使用料の場合の1.31倍と
いうのは、現在の有料施設を計算してみて、無料施設の関係で、有料施設の
もとに、今期において1回目は59%上げるという根拠を示されたわけですが
、将来的には有料施設との整合性をとるために上げていくということだっ
たんですよ。

今回、手数料に関していえば、考え方は原価計算をして、原価に人件費と
維持費を含めて計算しますということで、何度も言って申しわけないです。
最終確認ですけど、扱う使用料、たくさんありますから、対象の事項によっ
ては、5年後に改めて再検討することもあり得るといふふう在接受してお
かないかということですね。

○生活産業部長 何度も済みません。さきに示されました使用料・手数料の
見直しというのが、やはり使用料・手数料に限らず、法律的な算定方法をも
とに適正料金を算定して、受益者負担の原則に基づいて負担をしていただ
こうという考え方がありますので、たまたま今の証明手数料が現在満額に達し
ているということでもありますけど、5年後に改めて計算したときにそれがど
うかというのはやはり検証すると思います。現段階では当然満額に達してい
ますからそういうことは考えられませんが、全体をもう一度同じ形で見直
しをしたときに料金が満額に達していなければ、それはまた値上げの検討と
いうのは5年後にされるというふうには、法律の見解の中ではそういう考え
方だというふうには理解しております。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて、農政課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 それでは、議案第64号の農政課が所管する手数料条例の一部改正につきまして説明いたします。

議案書の同じく8ページをお願いいたします。

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、9ページには江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）、さらにはねていただきまして、11ページには、参考としまして江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

なお、農政課が担当しますのは、4番の農林水産業関係の欄でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 広聴してみえたからわかるかと思えますけど、閲覧だけだもんですから、計算の中身を確認したいんですが。

○農政課長 これ、件数が実績が少ないもんですから、根拠としまして、1件当たりの事務処理時間を5分、職員の主査以下の平均給料1分当たり47円、それを掛けまして235円。先ほど言いました235円の根拠だと思えますが、その数字になっております。

○東委員 上がる可能性があるとする、1件5分という考え方が変わらなければ、人件費が上がると、例えば上がる可能性もあるというような内容になるということですかね。

○農政課長 事務処理時間は5分で、多分変わらないと思うんですが、これ235円という数字を出しましたが、先ほど言いましたように、激変緩和で150円という数字になっております。多分先ほど部長が言われたように、最終的には200円という数字になるかと思えます。

○委員長 ほかよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、都市整備部建築課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 それでは、議案第64号の建築課が所管する手数料条例の一部改正につきまして説明いたします。

もう一度、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、9ページには江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）を、さらにはねていただきまして、10ページから12ページは、参考といたしまして江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

建築課分につきましては、12ページの上段にあります開発登録簿の写しの交付に関する手数料でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 改正上限倍率1.50倍という話なんですけれども、2.8倍になっているんですが、200円が560円ですよ。1.50倍という上限の倍率を超えているのは。

○建築課長 建築課の手数料につきましては、江南市は県のまず開発の事務処理市になっていまして、従来から江南市の手数料条例のほかの課と同じように200円にしておりましたけれども、県の手数料が現在は560円で運営しておりまして、ほかの事務処理市を見渡しますと、ほぼ県の手数料に合わせているということで、今回の手数料見直しにつきまして、江南市においても県の手数料と同額にしたということでございます。

○藤岡委員 ということは、段階で上げるということはやらずに、一気に他市町と同じレベルにしていくということなんですか。

○建築課長 はい、そのとおりでございます。

○東委員 もともと開発登録簿の写しの交付というのは、今、課長さんのほ

うから県の基準に準じてという考え方が基本であるということなんですけど、事務処理市ということで県のかわりをやるということなんですけど、もともと県は560円と今なっておるんですけど、いつのころから560円になったかというのはわかりますか。

○建築課長　いつからかはちょっとわかりませんが、段階的には470円の時代もありまして、現在は560円ということであります。ただ、江南市、最初に事務処理市として受けたときに、やはりほかの課と同じような手数料でしたら、同じ水準で取ろうという見解でやってきたものだと思いますので、よろしく願いいたします。

○東委員　もともと江南市は200円という想定は、他の手数料と同じ水準だという形で行くと、逆に言えば、2つほどですけど、1つは、同じ書類をとるのに、県へ行かずに市でとれば安く済むとかという結果になるということですかね、今までは。そういうことですかね。

○建築課長　いや、そういう意味ではないです。

○東委員　そういうことではないんやね。

○建築課長　そういうことではないです。

○東委員　そういうことではないんですか。200円でとれるという意味は、交付手数料ですよ。窓口へ来て、交付を申請して、お支払いするときの手数料ですよ。

○建築課長　開発申請の手数料の中にはほかにも条件でいろいろあります。その中の一部で、登録簿の写しの手数料なんですけれども、県も江南市も同じように人件費とか、いろいろなもろもろの経費を積み上げて行われている手数料の計算ということでありまして、それが愛知県統一の金額、今はやっぱり事務処理市もそういうふうに同じようにほぼ取っておりまして、県がほかの手数料と合わせないというのも、江南市の事務処理市として、近隣市町の動向もありますので、今回の改正において、県と同等の金額をいただくように改正するものでございます。

○東委員　質問が悪かったかね。ごめんなさい。今までだと、200円でとれておったということは、よそよりも安くとれたのと聞いたんです、同じものを。そういうことだったんですかということ。

○建築課長 安くとれたということではなくて、江南市の手数料と同じ考えであって、やることは同じです。

[発言する者あり]

○建築課長 そういう意味ですか。この登録簿の写しは、県のほうでとっても200円ではとれなかったということでございます。

○委員長 もう一遍整理して、最初から。

○東委員 それは答えてもらうと同時に、よくわからないのは、たまたま近隣に合わせますと、県に合わせますということなんですけど、この登録簿の写しの交付手数料を取るの、逆に地方自治体、市町の裁量でやれるものの範囲なんです。例えば今まで200円やったんやね。たまたま今回、県に合わせてとか、近隣に合わせて560円にしますけど、別にそれは200円ということやれるのは、市町に裁量があって、そういうことも可能だったということなんでしょうか。

○建築課長 まず最初に、県のほうでは登録簿の写しはありませんので、うちのほうでしか発行できません。

それと、裁量といいますと、江南市の手数料条例でこういうものがありますよね。ですから、それは江南市の条例でうたうことで別に問題はない、支障はないというふうに理解しております。

○藤岡委員 最後に、確認ですが、決算の69ページの一番下に手数料2,000円という収入があるんですけど、ということは、去年は10件だったということですか。

○建築課長 10枚発行したということです。10件と書いてありますが、10枚発行ということです。

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時32分 休 憩

午前9時32分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 委員長 続きまして、議案第67号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 市民サービス課長 それでは、江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第67号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、22ページから23ページにかけ、江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、さらにはねていただきまして、24ページから26ページにかけて、参考としまして、布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 藤岡委員 23ページで、高齢者憩の施設と書いてあって、浴場が1回につき100円ということなんですけど、高齢者の憩の施設というタイトルが打つてあるので、高齢者の方も一般の方も料金は一緒なんですか。

- 市民サービス課長 60歳以上の方が入っていただく施設でございます。福祉センターとしてでございます。

- 藤岡委員 ということは、59歳以下の人は使えないということですね。60

歳以上の方は全部年齢関係なく一律料金という形ですね。

- 牧野委員 細かいことで、浴場については手数料条例のもとになった話だと思うんですが、布袋ふれあい会館の浴場の市民と市民以外の利用率の比率ってわかりますか。
- 市民サービス課長 市外が20%、市内が80%でございます。
- 牧野委員 平等に100円でいいと思うんですけども、市外と市内の差をつけるということは考えられたんですか。
- 市民サービス課長 今のところ、例えば扶桑町のプールでも江南市の方は同じ料金で使わせていただいていますし、近隣のところも同じような形でやってみえる施設も多い……。
- 牧野委員 違うよ。
- 市民サービス課長 ごめんなさい。大口です。大口のプール等ありますので、もうけることは考えておりません。
- 牧野委員 ちょっと今の答弁はおかしくて、多分大口町は差をつけていると私は認識しておるんですけども、それを根拠に同じにしたというならば、ちょっと前提が違うような気がします。
- 市民サービス課長 訂正をさせていただきます。今、有料の施設は間違えましたもんですから、そちらは訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。
- 委員長 もう一度、利用率はわかりましたので、市内と市外の料金設定を同じにするか、違うようにするか、その検討の回答をまずもう一遍お願いします。最初から。
- 市民サービス課長 先ほどはほかの施設を申し上げて申しわけございませんでした。

当然、今のお風呂以外の施設ですね。3階の施設であつたりとか、2階の教室、ほかの施設もそうかもしれないですけども、ふれあい会館にあってはサークルについてお貸しをしております。そういった中には、当然市外の方も見えますし、体育施設にあつても、そのグループの中には市外の方もあつたりとかということで、特に布袋地区というのは南部地区でございまして、そういったコミュニティというんでしょうか、広くとってみえるサークルも

あるものですから、そういったことも考えまして、お風呂につきましても同一の料金で続けていこうという考えでおります。

○牧野委員　一応考えた結果、こうしたでいいんですが、実は岩倉の生涯学習センターも市内と市外は利用料が分けてあるんですよ。でも、江南市は一緒にやるんだと。この方針なら、それでいいんですが、意外と他市は市外と市内の利用料を本当は分けているんですよ。会議室の利用料でも生涯学習でも使い方が分けられていますので、今後、また何年か後に3割ずつ上がるというようなこともありますけど、一旦一緒に決めちゃうと変えようがないと思うんですけど、検討した結果、こうなったということであればそれで結構ですけど、他市はちょっと違うような気が私はしております。以上です。

○東委員　ここだけに限ったわけではないんですけど、いろいろ本会議でも出まして議論があったんですけど、本会議場でちょっと確認をしておきたいなと思って聞いておったことがあるんですけど、ふれあい会館の3階の競技場ですね。全面と半面という形で2時間設定でというのがありますが、前からいろいろあって、今回、有料化になると、エアコンの利用というんか、使うことはできるかという想定だったら、それは別ですと。本会議場ではどうも、2時間単位でいくと、エアコンをつける場合、電気料としては1,280円というのが部長さんから出されたんですけど、本会議ではあんまり細かいことはなかったと思うんですけど、ここは委員会なので、せっかくですので、1,280円をはじく根拠。一般的に、よくわからないのは、電気料って、多分基本料金があって、あと使う量によって変わってきますよね。あそこの場合はふれあい会館と一体であるんですけど、その場合にどういう形で、つまりエアコンをつけた段階で初めて電気の量がふえると。ふえた分を想定するという考え方なんですかね。基本料金は別に変わらないわけだから、スイッチを入れることによってつくのかよくわからないんですけど、それによってふえる電気料という意味なんですよね、ふえるというのは。

○市民サービス課長　一応そのメンテナンスをやっております業者に見積もりをさせましたところ、具体的に申し上げますと、1時間当たりで32キロワットアワーで試算をしておりますと、単価のほうは20円ですね。それで1時間の金額が出まして、掛け算をして640円の2時間ということで、部長が申

しました1,280円ということになります。

○東委員 単価が20円で、32キロワットだから640円。それが1時間だから2時間分という計算になるよと。そうすると、それはメンテナンスの業者の試算ということで、現状からいくと、それによって、例えば今回1,280円の電気料金をいただくというふうになった場合、利用実績からいった場合、全部利用者が2時間を払いますと言った場合、幾らぐらいの収入になるんですか。

○市民サービス課長 お待たせして申しわけありませんでした。

エアコンを3階はほとんど使えていないもんですから、今の金額はあくまでも試算でございますけれども、今の決算の中では、そういうわけだもんですから、入っていない状況の中で決算をつくっておりますもんですから、試算をすることは今の段階ではちょっと困難だというふうに考えております。

○東委員 市の主催する行事とか、聞くところによると、何とか体操とか、市がやるようなやつはエアコンをつけてくれると。使っておるという話を聞くんですけど、あそこでたまたま集会だとか、市が主催するような場合だと多分エアコンをつけるんでしょうね、ある程度。逆に言えば、そういう実績のほうから裏返せばわかるかと思ったんですけど、今、私が聞いたのは、実際全部利用者がつけられた場合というのをもし想定するとすれば、稼働率がどのくらいかというのものもあるんですけど、稼働率がもし9割とかぐらいだとすると、あそこの会館の日数だとか、それに単純に掛ければ一定の目安は出るのかなと思ってちょっとお聞きしたんですけど、そこまではじいていないということですね。わかりました。

○委員長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前9時45分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 委員長 続きまして、議案第68号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

- 商工観光課長 それでは、商工観光課が所管いたします江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして御説明をいたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第68号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、28、29ページには、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、さらに30ページから35ページには、参考といたしまして、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 藤岡委員 その他の施設の利用料金で、スカイルームなんですけれども、現在も、例えば障害者の方ですと、本人さんと付添人の2人が無料でスカイルームに上がれるんですけれども、割引規定とか、そういったのはこういう

とき普通は載せないものなんですか。新しいほうの料金改定でどのような割引を考えているかわからないですか。

○商工観光課長 規則の中で定めておまして、変わらず、今回の改正後につきましても同様な形で御利用いただけるということでございます。

○藤岡委員 割引される方というのは、障害者以外ではありますか。

○商工観光課長 心身障害者の方です。

○東委員 今回、全面的に少しずつの見直しがあって料金が改定されるわけでありまして、これは指定管理の施設であるものですから、要はその指定管理料との関係でどうなのかなという気がしたものですから、例えば今回、料金改定によって、一応使用料がふえるものですから、一定の指定管理の側の使用料収入がふえますよね。どのくらいふえるかという試算がしてあればですけど、どれくらいふえると想定しているかということと、指定管理料との関係がどうなるかというのをちょっとお聞きしたい。

○商工観光課長 今回の使用料改正によりまして、昨年の実績に照らし合わせますと、大体700万人ぐらいの入がふえるということになります。

今回、基本的には利用料金は増額ということでございまして、この変更により、今後の利用率にどのくらい影響を与えるかということが今の段階では定かでないということでございまして、今後につきましては、指定管理者、それから市と協議をいたしまして、指定管理料の見直しにつきまして検討してまいりたいというふうに思っております。

○東委員 確かに上がることによって、利用率ということもある。総額がどうなるかということとはわからないものですから、この間でいくと、大体7,300万円ぐらい、400万円ぐらいかな、大体利用料金を見るわけだものですから、単純に同じ実績で上げれば700万円上がるということだから、指定管理料との関係が減るのかなという気もしたけど、利用率が減れば、収入が減ってくれば、そう単純じゃなさそうだなという気がしますね。

それで、もう1つは、今回も計算根拠は同じ考え方ですよ。人件費と維持費という形が原価になるということなんですけど、そうなった場合、これはもともと有料施設だものですから、それを想定しての計算だから、この場合も1.3、1.3と。すいとぴあの場合、これも有料施設だから、もともと現状

でいくとこのはじかれた数字が最終なのか、あるいはさらに1.3、1.3、5年ごとの見直しが反映されるのかどうか、ちょっと確認しておきます。

○商工観光課長　こちらのすいとぴあの施設につきましても、5年ごとの見直しをするということで考えております。

○東委員　あり得るということですね。

○商工観光課長　そういうことです。

○委員長　ほかよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時51分　休　憩

午前9時51分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号　江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

○委員長　続きまして、議案第69号　江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、商工観光課が所管いたします江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正につきまして御説明をいたします。

議案書の36ページをお願いいたします

議案第69号 江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、37ページには、江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）を、さらにはねていただきまして、38ページには、参考といたしまして、江南市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 条文の項だけの変更なので余りよくわからないんですけど、提案理由にあります地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、長たらしい法律なんでありますけど、この法律の趣旨はどうかというのは、申しわけないもんですからあんまり聞くのは大変ですけど、江南市の工場立地法のこの規定に基づいて準則をとというのは、緑地面積の緩和を、いわゆる地域のほうの準則の制定権が移譲されたということで、江南市もやりますよという、たしかそういうことでできたという覚えがあるわけですけど、もともとそういうふうにならなくなって、江南市にあったわけですけど、今回のこの提案理由にあります平成28年度の法律、最近ですよ、この改正というのは。具体的にその中身がどう変わったかというのはわかりますか。

○商工観光課長 今回の工場立地法の改正の中身でございますけれども、これまで市は地域準則を定める規定がもう既にごさいました。今回、愛知県が町村に準則規定を移譲するというので、町村も地域準則を定めることができるようになったというのが今回の法改正の内容でございます。

○東委員 市はもう変わっておったわけだけど、町村も変わるということは、それはふえるということなの、その分、条項が。そういう形でずれていくんですか。

○商工観光課長 条文は、愛知県が持っていた権限の部分のところの条文につきましては削除になりまして、今まで市が地域準則を定めることができる

規定の中に町村も含めた形で改正されたということです。簡単に言うと、項
ずれをしたことによりまして、今回、江南市のほうの条例の題名及び条文の
中身を変更するというごさいます。

○東委員 市そのものにとってみれば、今回の法改正によって特に変わるも
のではないということですね。

○商工観光課長 そのとおりのごさいます。

○委員長 よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩いたします。

午前9時56分 休 憩

午前9時56分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

議案第70号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改 正について

○委員長 続いて、議案第70号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する
条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一
部改正について御説明させていただきます。

議案書の39ページをお願いいたします。

議案第70号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に

ついてでございます。

はねていただきまして、40ページをお願いいたします。江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。はねていただきまして、41ページには、江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　何点かあるんですけど、1つは、提案理由に、受益と負担の公平性の観点というのがありまして、一般廃棄物の処理の場合、これは江南市の廃棄物最終処分場に投入される場合の手数料なんだけど、受益と負担の公平という誰との負担の公平かよくわからんのだけど、上げる場合、なぜ上げなあかんかというのがあるんです。

それから、上げる場合、それは1つの上げる理由の根拠ですよ。負担の公平で上げるんだから、誰との公平なのか。具体的に何が引き上げの理由になるかということと、新旧対照表を見ると、もともと10キログラムが80円だったと。今回100円というふうに変えるわけでありまして、ただし、前はこれに消費税を掛けておったというふうになるわけでありまして、今回それは一切なしですよ。単純に10キログラム100円という考え方だもんだから、その辺のところ、今、3点ほど言ったんですけど、私から言わせると、負担の公平って、誰との負担の公平なのかというのがあるんです。もう1つは、引き上げの理由は何かということと、もともとの数字の根拠は何だったのかということですけど、例えば100円にするという場合ですね。その辺のところをあわせてお聞きしたいんですけど。

○環境課長　まず、負担をしていただく方ということでありまして、最終処分場へ搬入する埋め立てごみでございますけれども、資源回収の際にも回収はさせていただいておりますが、大量にどうしても搬入したいという方、そういった方に対して、この手数料を取って直接最終処分場で受け入れたという過去がございます。現在はそういった御要望等はございませんので、現在は受け入れ実績はございません。済みません。ちょっと説明がうまくな

かったかもしれませんが。

○東委員　もう1回繰り返しましょうか。順番に行くわね。一遍に言っちゃったで、今。

1つは、何が負担の公平かというのがよくわからないということがある。あれは市の資源ごみのステーションに市民の方が緑の箱を持ち込まれて、あれをみんなが持って行って、あそこで分別をしたりして、あるいは破碎したりして埋め立てますよね。この場合の手数料を取る相手というのは、今の課長さんの話だと、一時的に資源回収の持ち込みとは別に、個人的に大量に持ち込まれることがあったと。そういうのがあったから、その人からもらいますよという意味なのかということですけど。

○環境課長　直接搬入される方から徴収させていただく手数料でございます。

○東委員　先ほどの話だと、今はそれはありませんという話でしたけど、今は基本的には資源回収で持ち込まれる分だけですと、持ってくるのはね。

○環境課長　御利用の実績がないという意味です。

○東委員　あり得るからという意味ですか。誰でも持っていてもいいからという意味ですか。そこへ持っていけば受け入れてくれるから、そういう点でいくと、資源回収に出す人と直接持っていく人との差をつけるという意味ですか。

○環境課長　現在は資源回収の際に皆様は出していただいております、直接搬入したいという御希望は今のところないということでございます。ただ、受け入れることはできるということでございます。

○東委員　持ってくる人がおるから、そういう人と資源ステーションに出す人の差をつけるという意味ですか、負担の公平って。

○環境課長　直接持ち込みをしたい方とそうでない方の差について、公平性を考えたものでございます。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時03分　休　憩

午前10時07分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○東委員　従来は80円で、旧を見る限り、80円に100分の5ですから、古い

時代の消費税を掛けておって、あえてこれは108円じゃなくて、一律100円という形ですよ。消費税は関係ないですもんね、表示が消えちゃったから。例えば消費税分を見込むんなら、8%掛けるというのが普通なような気がしますけど、あえて100円にするわけですけど、引き上げの理由は一体何かということと、計算の根拠、100円にした根拠、その2つだけです、お聞きしたいのは。

○環境課長　　まず、計算の根拠のほうをお答えさせていただきます。

こちらのほうですけれども、この手数料に関しましては、人件費及び最終処分に係る事業費をこの処理の量で算出したものでございます。事業費と人件費で4,460万5,019円の費用がかかっております。これを平成26年度の搬入処理量38万5,230キログラムで割りましたものを10キロ当たり直しますと、10キロ当たり1,158円ということがございます。この手数料改正に伴いまして、激変緩和ということで、もとの金額の上限1.5倍までということになりますので、今回100円となるものでございます。

○東委員　　1つは計算根拠ですけど、10キロで1,158円なのに、1.5倍が上限だから100円という考え方。

○環境課長　　そのとおりでございます。

○東委員　　物すごくかかっておるのに100円で済ませましようということなんだね。引き上げ理由というのがそれに関係するということになれば、原価計算をしてみると、1,158円。ほかの手数料と考え方を一律にして原価計算をした。ただし、今の人件費プラス事業費という言い方ですけど、ここの場合だと、事業費ということでいくと、全部かかった費用ですか、この処分場にかかっておる。あえて分けてあるの。

○環境課長　　最終処分埋め立てにかかる費用でございます。

○東委員　　だから、決算上出てくる、この一般廃棄物処理場に係る全部の費用ですね、人件費以外の。それが4,400万円ぐらいかかるということかな。そんなものか。全てだね。あそこの場合だと、施設的には土地と建物は一部だけだね、基本的には。ほかの施設の使用料・手数料の場合は、原価計算は人件費プラス事務費を処理件数で割っていますけど、ここは全部ですね、事業費としては。そうすると、大変な金額になるわけだね。

○環境課長 破砕処理から埋め立てまでの費用を入れ込んでおります。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

午前10時11分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号 江南市都市公園条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第71号 江南市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長 平成28年議案第71号 江南市都市公園条例の一部改正についてでございます。

改正内容につきましては、条例（案）を議案書の44ページから48ページに、参考資料といたしまして、江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を49ページから57ページに掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○藤岡委員 確認ですが、蘇南公園とか緑地公園で新しく料金が発生するようなものに関しては、どこで料金の支払いといたしますか、徴収というものを

行っていくのでしょうか。

- まちづくり課長　　まちづくり課におきましては、ローラースケートに係る分の料金について徴収をいたします。それ以外は、いわゆる教育課の体育施設のほうでやるものであります。コミュニティ・プールにつきましては子育て支援のほうであります。
- 牧野委員　　全般的な話になるんですけど、江南市使用料・手数料の見直しの6ページに、受益者と行政の負担割合を4つに分けて、第1分類から第4分類まであって、表が書いてありますが、そもそも71号の都市公園条例の一部手数料改正はどこに該当するものなんですか、性質上。テニスはまた違うとか、個別に違うものなのか、その分類が。
- まちづくり課長　　個別に内容が受益者負担50%だとか、100%と違っておりました、例えば私どもが所管しておりますローラースケート場ですと、受益者負担が50%で、公費が50%。
- 牧野委員　　ここはローラースケートだった。
- まちづくり課長　　はい、ローラースケートだけです。テニスコートですと、受益者負担が100%で、公費負担がゼロ%というふうに分けております。
- 牧野委員　　テニスコートは100%ね。ローラースケートは。
- まちづくり課長　　ローラースケートは、受益者負担と公費負担50%・50%です。
- 牧野委員　　蘇南公園も入っていましたか。蘇南公園は担当に入っていないか。
- まちづくり課長　　ローラースケートのみでございます。
- 東委員　　44ページの一番上のほう、第7条にただし書きを加えるということで、コミュニティ・プール及びローラースケート場を除く施設については教育委員会の許可を受けるものとするを書いてあるものですから、今、課長さんがおっしゃったように、これは全部審議するのは教育委員会ですか。たまたまローラースケートとコミュニティ・プールだけという言い方をされたけど、蘇南公園の、例えばグラウンドとか、サッカー場とか、そういう議論はここではできないの。
- まちづくり課長　　都市公園条例そのものについては私どもで審議していた

だいて結構なんですけれども、所管が生涯学習課ということでございます。

○東委員　例えば46ページにあるでしょう。今回、蘇南公園で新しく幾つかあるんだよね。多目的グラウンドとか多目的広場が2時間で幾らというのがあるじゃないですか。例えば多目的グラウンドって、全面、半面と書いてあるけど、どうやって分けるんだという気がしたんだけど、そういうのはここで聞けるの。聞けないの。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時18分　休　憩

午前10時22分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

コミュニティ・プール及びローラースケート場のみの審議ということでありますので、何かございますか。

○牧野委員　手数料条例と関連で、ローラースケートというのは年間どれぐらい、何人ぐらい利用しているものですかね。団体で利用しているんじゃないかと思いますが。

○まちづくり課長　約3,000人ほどですね。

○牧野委員　団体使用率と個人使用率はどんなものでしょうか、3,000人のうち。

○まちづくり課長　そのうち団体利用は500名ほどです。

○委員長　よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　暫時休憩いたします。

午前10時24分　休　憩

午前10時45分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○東委員　1つずつ行きましょうかね。

45ページ、46ページで料金表が出ていますので、緑地公園の草井のほうから順番に聞きましょうか。あそこも今回、本来ならテニスコートが今までの料金の対象になっておったわけでありまして、今回、新たにグラウンドだとか、野球場からソフトボール、サッカー場、芝生広場、グラウンド・ゴルフ

場と全てが今回料金の徴収対象になって、1つ目は、例えばローラースケートなどの場合もそうでしたけど、一応管理人の方が見えるから、そこで対応できそうですけど、緑地公園のような場合、これは蘇南公園も共通する問題でありますけど、広場、サッカー場、あるいはグラウンド・ゴルフなども、形としては教育委員会の生涯学習課の体育館のほうを受け付けを行うということになっておるんですけど、現地での受け付けは可能かどうか。当日行きたいねと。今まで自由に使えたところですから、現地での受け付けは可能なのかどうかということが1つですね。

それに付随して、管理人か何か置くのかどうかということがありますし、それから、例えば芝生広場だとかサッカー場は、御承知のようにすいとぴあのすぐ近くですから、すいとぴあ利用者が、例えば団体で来て、サッカー場を使いたいねとか、あるいは芝生広場を使いたいねとなったときには、すいとぴあにお泊まりの方でも体育館へ行ってちょうだいと。申し込みしてくださいとやってやるのか、あるいはすいとぴあの方がかわりに受け付けもしてくれるのかどうか。利用者向けにだとか、まずその辺からですが。

○まちづくり課長 先ほどは答弁がおくれて申しわけございませんでした。

草井のグラウンドにおきまして管理人を置くかということですが、これは置かないというふうになっております。一般的にすいとぴあの宿泊者の方が散歩するだとか、そういった自由使用に関しましては料金はもちろん発生いたしません。専用利用に限って、面的に全体をお借りしたいということであれば、基本的に体育館へ行っていただいて申し込みをすることになります。過去にはすいとぴあの事務の方がかわりに申し込んだということもあるそうです。基本的には体育館まで行って申し込みをするということでございます。

○東委員 紙を置かないということになると、要は使っておるとわかるわけだからね、後から来る人というのは。例えば2時間刻みですよ。その人たちが何時間使っておるか分からない。2時間の場合でも、4時間使っておるかとか、あるいは1時間だけで済むのかどうか。来たときに使っておることがあったときに、そういう場合に、その都度、体育館へ問い合わせをして、今使っておる団体は何時から何時まで使っておるかを確認をして、

前の日というのに基本的にどうもなっておるのかな、申し込みができるのは。当日、ふらっと行って、パークゴルフの場合は当日行っても、管理人がおりますから受け付けますというような議論があったんですけど、蘇南公園にしてみても、緑地公園にしてみても、管理人がいないわけですから、現地へそのまま行って競技をしたいとか、そういう形は一切不可能ですか。

○まちづくり課長　　グラウンド施設とかテニスコートについては、申し込みは体育館のほうでやっておりますので、その場での申し込みはできません。できるものとしたしましてはローラースケートでございます。

○東委員　　例えばすいとびあなんかの宿泊者が団体で使おうかと。宿泊を兼ねてとかいうこともあるかなと思ったりするんですけど、サッカー場なんかとか、芝生広場にしてみても。そういう場合も、もともと使う目的が発生しておれば、事前に体育館に申し込んでおかないと、当日宿泊したとしても利用できないというのが原則になりますよと。管理人を置かないので、現地での利用者同士の、使いたい、使わないかという時間の配分も基本的には発生しないと。前の日までに申し込むというのが前提だからということによろしいですね。

○まちづくり課長　　当日、グラウンドがあいていれば、体育館まで申し込めば利用できるというふうに聞いております。

○東委員　　現地へ行って、あいておれば、あいておるのを確認して、体育館へ行けばいいですよと。現地では使えないわけだ。そういうことですね。不自由を感じると。

それからもう1つは、先ほどの多目的グラウンドの全面、半面というのは、利用形式として、明確な区分け、線引きがされるかどうかというところをちょっと確認します。

○まちづくり課長　　実際の利用が野球とかソフトボールという中で、ベースが既に設置されているということから、いわゆる全面、半面という区別ができるということでございます。

○東委員　　もう1点は、先ほどの緑地公園との関係ですけど、例えばサッカー場も芝生広場も当然専用利用があくまで前提で、2時間単位の刻みでありますけど、サッカー場と芝生広場の広さが、私の感覚ではサッカー場は相当

広いなあという気がするわけやけど、芝生広場と比べるとですよ。でも、利用料は同じ450円なんですけど、その辺のところは、計算上根拠があってこういうふうになっておるのかどうか。

○まちづくり課長 実際の面積でございますが、芝生広場については1万3,600平米、サッカー場については1万4,000平米で、多少の差はありますけれども、料金を計算する中では最終的に一緒の金額になります。

○東委員 芝生広場というのは、すいとぴあの前のところじゃないの。あれ、舞台のあるところがそうじゃないんですか。看板がかけてあったじゃないですか。

○まちづくり課長 すいとぴあの中の舞台のあるところはすいとぴあの施設です。

○東委員 看板標示があったもんですからね、芝生広場と。私が最初に思ったところでいいんだね。広さは堤防の向こう。わかりました。基本的には同じぐらいの大きさということね。

もう1つは、パークゴルフの関係は先ほど言わなかったですね。ここは前から問題になっていて、気になったところですけど、蘇南公園の場合でも一部そうだったけど、蘇南グランドなんか、地元の人たちが行って管理をしてもらったり、あるいはパークゴルフ場も協会の人たちが一定の管理などをやってもらっておるわけですけど、その辺のところは、今回の料金の発生に伴って管理委託の関係についての変更というんですか、ここに出てくるかどうかわからないんですけど、その辺はどういうふうに考えてあるのかだけを確認したい。

○まちづくり課長 今回、新たに管理人を置く施設としましては、ローラースケート場だけでございます。以前からパークゴルフとテニスコートに1人おりまして、公園全体を管理する者が1人ということで、計3人でございます。今回新たに追加する者が、いわゆるローラースケートの有料化に伴って1人追加するというところでございます。

○東委員 私が聞いたのは、いわゆる維持管理のような部分の委託内容に変わりはあるかということですけど。

○行政経営課長 今回、パークゴルフ場につきましては、今も一部お願いし

ている市民課で、見込みとしましては、39万円ほど除草委託で組ませていただく予定でございます。パークゴルフの除草委託料です。

○東委員 蘇南公園のほうはいいですか。南のほう。

○行政経営課長 南のほうは、まだ所管が変わったばかりなものですから、多分除草委託もはっきりまだ確定はされていないと思いますので、その経費についてはちょっと今わかりかねます。

○東委員 直接にはこの料金と関係ないので、それはわかりました。大体内容的には、先ほど項目を上げたところはそんなところでしょうかね。

○牧野委員 パークゴルフ場について確認したいんですけども、受益者と行政の負担割合が1、2、3、4と4分類になっていますが、パークゴルフ場は何分類に入るんでしょうか。

○まちづくり課長 受益者負担は50%でございます。

○牧野委員 負担率50%で確認いたしました。

ちょっとこれ関連で、そちらの総務のほうに来てもらっていますので、公園緑地も来てもらっていますのでお聞きしますが、今のパークゴルフ場の管理費が実際はパークゴルフ協会が年間29万円で請け負ってやっておいて、今の課長さんの話ですと、それを39万円、10万円足すことですが、あの平米を実際には39万円では維持できなくて、パークゴルフとしては、ちょっと関連質問ですけども、ずうっと管理をしながら料金を払うということに抵抗感がありますから、やっぱり将来はちょっと考えなきゃならないということだけ言っておきたいと思います。近隣市町、全国、何百とパークゴルフ場がありますが、有料と無料がありますが、有料のところは大体500円前後でございまして、今、パークゴルフ場の年間利用者は2万五、六千人おりますけれども、実際に管理コストは正式にやるならば数百万円かかるだろうと推定をしておりますので、39万円ということがいかにもボランティア精神にのっったコストだということだけ認識をしてやっていただかないと、1桁違うということだけは申し上げておきますので、よろしく今後検討いただきたいと思います。

○尾関（昭）委員 1点、ローラースケート場の件ですが、私、地元なので、今までのローラースケート場の使い方というのが、散歩とか、公園に遊びに

行ったついでに、ふらっと名前を書いて、そのまま靴を借りて滑るというパターンが、自分の子供も含め多いんですけど、今度は100円玉を握ってこなあかんわけですよ。そこを小学校にちゃんと伝えてもらわないと、行って、拒否されて帰ってくるという子供もつらい思いをするので、告知というか、事前に説明をしてほしいというふうに思います。

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時59分　休　憩

午前10時59分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

挙手による採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号　江南市道路占用料条例の一部改正について

議案第73号　江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

議案第74号　江南市準用河川占用料条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第72号　江南市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたしますが、議案第73号　江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について及び議案第74号　江南市準用河川占用料条例の一部改正については関連がありますので、一括して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第72号、議案第73号及び議案第74号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案書の58ページをお願いいたします。

議案第72号 江南市道路占用料条例の一部改正についてでございます。

議案書の59ページに条例（案）を、60ページから65ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

続きまして、議案書の66ページをお願いいたします。

議案第73号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の67ページから68ページに条例（案）を、69ページから72ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

続きまして、議案書の73ページをお願いいたします。

議案第74号 江南市準用河川占用料条例の一部改正についてでございます。

議案書の74ページに条例（案）を、75ページから78ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 本会議で議論がありましたから、この占用料の関係。今の3つとあわせて、共通で聞いてもらった。共通の理由だということでありましたから、あのときに、部長さんの答弁で、道路法の関係で、いわゆる地価の適正でないものについて見直しをして、それに基づいて、今回見直しがあるということでありまして、そのときに固定資産税評価額を基礎にして整理をしたというような趣旨でしたよね。それで、あのときに、3区分から5区分へ変更になったということも含めて、あのときあったわけですけど、具体的にもう少しよくわからないのは、今までの江南市が3区分の中の何に該当しておいて、今回、5区分のときに、議場では2級地だという言い方をしていましたが、それに変わった理由というのか、その辺のところをまず確認しておきたいんですけど。

○土木課長 まず所在地区分につきましては、従来は人口によりまして、甲地、乙地、丙地の3区分に分けられておりました。甲地と申しますのは、人

口50万人以上の市でございます。乙地は、甲地以外の市でございます。丙地が町村です。以上の3区分に分類されておりまして、江南市は当然50万人未満でございますので、乙地に指定されておりました。

改定後の所在地区分は、この人口だけではなく、固定資産税評価額の平均をもとに、各市町村の地価の平均の公準に第1級地から第5級地の5つの区分に分類されまして、江南市は第2級地とされております。

この第2級地の定義というのが、土地の平均価格が特例市要件を満たす人口20万人以上の市の土地の平均価格以上の市町村で、第1級地以外のものとされております。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、もう一度言います。第2級地とは、土地の平均価格が特例市要件を満たす人口20万人以上の市の土地の平均価格以上の市町村で、第1級地以外のものと位置づけされております。

変更された理由ということになりますと、近年地価は、先ほど申しました従来の所在地区分で申しますと、人口だけで分けられておりますので、近年地価は高いんですが、人口が少ないことにより、現行でいくと乙区分に分類されている自治体がある一方、地価は低いんですけども、市町村合併等によりまして人口が多くなりまして、現行でいうと、甲区分に分類されているような自治体が存在するなど、従来の所在地区分では地価を適切に反映していない場合も生じてきているため、変更する必要が生じたということでございます。

- 東委員 極端な例は、例えば豊田市なんか物すごく合併をして、それこそ広大な昔の村や町まで含めてなったところ、そういうところは昔だったら甲地になるわけだね。甲地区分で高い基準になる可能性があるということで、逆もあるわけだから、それを見直しということですね。

今の平均値価格というのは、今、たまたま江南市は本来人口規模からいけば20万人市以上ではないわけでありまして、その20万人市以上の特例市の平均値価格よりも上回るという御説明でしたから、具体的に平均値価格というのはどうやってはじいてあるんですか。

- 土木課長 土地の価格といいますと、ある程度地目によって差が生じてくるかと思えます。簡単に申しますと、江南市は宅地化率が非常に高い市であ

るといふふうに推定されます。豊田市のような場合は、実際今回、第2級地ではなく、江南市よりも低い第3級地に指定されておりますけれども、豊田市のような場合は、恐らく宅地以外の地価の安い土地が多く占めておるといふことで、平均しますと江南市よりも平均価格が下がってしまうといふことで、第3級地に位置づけられており、江南市は……。

[発言する者あり]

○土木課長　　そういうことですね。山ばかりが多いもんですから、平均の地価の価格は江南市よりも低いということになっておることだと思えます。これは、実際、国のほうでもう既に全国の市町村が第1級地から第5級地まで全て位置づけされております。北海道何々市は何級地、青森県何々市は何級地といふふうに全て割り当てられておまして、その中で、愛知県の江南市は第2級地、豊田市は3級地といふふうに国で決められておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○東委員　　趣旨はよく理解できますし、そういうふうにおっしゃるものだから、平均値価格以上というのは知りたいと思つたら、20万人都市の平均値で幾らで、それよりどのぐらい江南市は上回っておるのかなと思つて、聞いたかったので聞いたんですけど、それはわからんわけだ。

○土木課長　　申しわけございません。それはわかりません。

○東委員　　それは国が指定したということが今の話でありますので、ただし、つらつら見ておると、例でいきましょうかね。いろいろあるんですけど、値段の変わるものも、ここで見る限りは基本的に変わったものを書いてあるんですね、あくまで新規ですから。例規集などを見ておると、当然そのまま据え置きのももあつたりしている。私だけ言つておつてもいかんけど、本当はそういう一覧表があると皆さんがわかりやすいんだけど、これはたまたま新旧対照表だもんで、変わった話しか出てこない。でも、例規集などを見ておると、変更しないものもあるなと思つて見るんですけど、その辺のところ、一覧表みたいなものをつくつてあるようなことで、それは出せますか。

○委員長　　暫時休憩します。

午前11時10分　　休　　憩

午前11時15分　　開　　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○東委員　ありがとうございます。全体のことがわかる資料として提出をしていただきまして、助かりました。

これで見ると、今ちょこっと休憩中も話しかけておったんですけど、例えば1ページ目でも、第1種電柱はそれぞれ840円が830円、安くなるということですね。大体安くなるのが多いんですけど、あるいは第2種電柱は別に変わらないという意味ですよ。旧に矢印が引いてあるから、新が1,300円で、旧も1,300円と。そういう意味で、これは矢印になっておるというふうに理解したんですけど、こうやって見ると、変わる部分と変わらない部分があるわけですよ。データ、区別はありますよね。第1種、第2種、第3種という言い方はある。例えば電柱だと、第3種は変わりませんが、電話柱だと第3種も変わるとか、第1種もかわるけど、例えば。こういうのがあるじゃないですか、いろいろと。どういう根拠でこういうふうになるやつと変わらんやつがあるのかというのが疑問だったんですけど。

○土木課長　占用料の額というのは、先ほど申しましたけど、固定資産税評価額に占用面積を掛け、それに使用料率という率を掛けます。それともう1つ、必要があるならば修正率という率を掛けます。そのような使用料率、修正率というのが具体的に私どものほうにどういう値だというのは国・県のほうから伝わっておりませんので、そのあたりの数値が影響になっておるんじゃないか。もう1つは、占用面積も多少影響しておるんじゃないかという気がいたします。具体的にこうだからという、だから、これは10円下がり、これは据え置きだというのは、正直わかりかねるところがございます。ただ、そういう率が恐らく1種電柱と2種では何らかの違いがあるんじゃないかなという推測でございます。

○東委員　よくわかるんですよ。もともと固定資産税評価額があって、それに修正率だとか面積だとか掛けてということになると、多分第1種の修正率はこれだけ、第2種の修正率はこれだけという決め方なんですよ、例えばですよ。だから、率は変わらないと思うんですよ。今回は変わるのはあくまでも固定資産税評価額が変わるからという理由ですよ。つまり最初の掛ける面積の前の評価額が多分変わるんでしょう。変わるから変わるわけではないん

ですか、今回。そうすると、あとの修正率が基本的に同じであれば、大もとの評価額がもし変わっておるということが前提だったら、みんな変わってもよさそうな気がするんだけどという疑問なんですよ。それで、修正率も変えちゃったと、例えば。評価額も変わるけど、修正率も変えちゃったと、今回。それならそれで、あり得るかわからんよね。下がらないままになっておるのかと。金額が10円とかという話だもんで、非常に細かい話なんだけど、その辺が疑問なんですよね。だから、同じような基準、掛け率が変わらなければ、評価額が変われば、本来変わるだろうと思うんですよね。あわせて、修正率も変わってしまえば、確かに評価額が変わったとしても変わるかなという気もするんだけど、その辺のところはどうなんでしょうかね。

○土木課長　あくまでも推測でございます。今回でも840円が830円になったような場合に、そのもともとの占用料の、例えば1の位の数字が何らか存在しておいた可能性がございます。その関係があって、いわゆる小さいはびたがあった場合には、変更後は切り上げとか切り捨てとかいうことの中で、同じ額のままに据え置きになる場合と、少し上がったことによって切り上げて、10円上がってしまうとかいうようなこともあるのではないかと推測でございますが、それはあるかと思えます。

○東委員　余りしつこく聞くのはやめますけど、大きい数字だったら、例えば840円が830円に下がるとマイナスになるけど、1,300円は1,300円のままとか、ちょっとした端数の部分でいくと、本来小さい桁数だったら丸め込んじゃうかなと思うけど、大きいやつは変わらないということもあったり、上がる場合もあるもんだから、本当によくわからんなあという思いがあるんですけど、実際の大もとの固定資産税評価額そのものとしては、江南市の場合は、これまでの数値と今回の数値の部分、上がったんですか、下がったんですか。先ほどの20万人都市の平均の地価の価格を上回ったから江南市は2級地になったという言い方だけの話であって、江南市そのものの土地評価が上がったか下がったかというのはよくわからんですよね。平均よりも上がっておるから2級地だという話ですからね。今回計算する上で、大もとの固定資産税評価額というのは、従来よりも、例えば昨年でもいいですが、ことしについては実際に上がったんでしょうか、下がったんでしょうか。

○土木課長 下がっております。

○東委員 下がっておるんですね。だから、評価として下がっておるにもかかわらず、平均値としては上へ行っているということですね。

ただ、中には、値下げは多いんですけど、上がるのもあることはあるんですよね、今回。上がるやつは、もとの評価額が上がって上がるのかなという気もするんですけど、これ以上わかりません。やめます。

○委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休 憩

午前11時21分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行います。

最初に、議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第75号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 議案第75号の江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正につきまして説明いたします。

議案書の79ページをお願いいたします。

議案第75号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、80ページには、江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）を、さらにはねていただきまして、81ページには、参考といたしまして、江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 提案説明のときは、新旧対照表のところ、81ページで引用項目のずれだというのが簡単な説明でしたけど、それだけではよくわからんもんですから、農地法の一部改正というところが提案理由になっていますので、具体的にどの辺が変わったから、そういう項ずれが起こるのかだけをちょっとお聞きしておきたいです。

○建築課長 農地法の農地転用の制限の項目の中に、私たちが引用していた条項の上にふえたものが4つほどあります。その中で、要するにいろいろな事項を記載した申請書をどこへ報告するのか、提出しなければならないとかというような条項が入っておりますので、今回、私どもの都市計画に関するところが条ずれを起こすということになるということでもあります。

○東委員　　4条ですから、4条ということは自分の農地を転用する場合でしたかね。自分の農地を転用する場合、4条に該当するんでしたよね。そういう場合に、今回ここに含まない土地となるわけですけど、今の課長さんの転用制限、当然簡単に転用できないもんですから、農地ですから。たとえ自分のうちであろうと、いろいろな理由があって転用していくわけですけど、その場合に、この条文の上に4つふえたというんですけど、少しそういう説明があったんですけど、具体的にもうちょっと私どもにわかりやすく説明していただけるとありがたいんですが。

○建築課長　　2項の前に4項ふえたということでありまして、まず2項が、前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して都道府県知事に提出しなければならないというようなもの。第3項は、農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならないというのが3項であります。4項も、ちょっと長いんですけど、農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構の意見を聞かなければならない。ただし、同項第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合はこの限りではないというのと、もう1つ、5項として、前項に規定するもののほか、農業委員会は第3項の規定により意見を述べるため、必要があると認めるときは都道府県機構の意見を聞くことができるというものがふえております。

○委員長　　ほかにありますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時28分　　休　憩

午前11時28分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号 江南市下水道条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第76号 江南市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部下水道課長 議案書の82ページをお願いいたします。

平成28年議案第76号 江南市下水道条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、受益と負担の公平性の観点から、指定工事店の指定等に係る手数料の見直し等を図るため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、83ページには、江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。参考といたしまして、84ページから86ページに新旧対照表を掲げております。

なお、この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 東委員 今回、新旧対照表で、6条で有効期間というのを設けて、指定工事店の場合は、満了後、更新の申請が必要になったと。今まではなかったということで、できたということだとか、もう1つは、次のページ、85ページに、手数料という形では、ここには再交付というやつと更新というのが出てくるわけですけど、再交付というのはもともとあったんですかね。更新は新しい条文を設けましたけど、再交付というのはもともと条文があったんでし

ようかね。

- 水道部下水道課長 再交付につきましても今回新たに追加したものでございます。
- 東委員 それは単に手数料のところを文言に記載しておけばいいということなのかな。更新は、条例上、新しくつくりましたよね。再交付にはそれは要らないの。
- 水道部下水道課長 特に必要はないと思っています。
- 東委員 確認、気になるところは、例えば一度とったら、ずうっと許可業者としてやれるということじゃなくなるわけですよ。それで、何か問題があったのかという気がする。例えば免許証を持って、指定店となっておるけど、実は工事がまともにできなかつたとか、いろいろ事故があるとか、ふぐあいがあったとか、そういう例があったんでしょうか。
- 水道部下水道課長 実際に、当然のことながら排水設備をやる場合に指定工事店に問い合わせを行いますけれど、この時点で電話がつながらなかったとか、そういった問題もありますし、大まかに言えば、永久登録ですと実態が把握できないということがありまして、排水設備の指定工事店である以上は、器具とか、そういったものは当然そろえていなくちゃならないし、例えば構成員の中に暴力団の関係者が入ったとか、そういったことも把握する必要があるんじゃないかなということで、更新制度にしたということでございます。
- 東委員 工事をやれば、行政のほうも完成の時点では基本的には検査をするものですから、その段階ではよほどのことがないと、当然ふぐあいがあれば、やり直しということはあるんでしょうけど、今までの例でいくと、指定工事店の一覧表を市民の方に示されていますけど、実際に今出た例は具体的には連絡がつかないのが何人か出てきたということがあるわけだね、現実には。
- 水道部下水道課長 実際に登録されているのは138社ありますけれど、そのうちの32社がいまだに一回も工事をやったことがないというような実態がありますので、そういったところでは、市民が電話をかけても電話がつながらないというのも関係するのかもしれませんが、そういったこともありまして、更新制度にしたいということでございます。

- 東委員　　今回、料金は、再交付が5,000円、更新も5,000円ということで、たしか新たに指定工事店の指定を受ける場合には1万円でしたかね。1万円で本来は指定店を受けておるわけだけど、今回は再交付、あるいは指定の更新を5,000円にしたのは何か理由があるんでしょうか。
- 水道部下水道課長　　指定されて、最初に登録される場合は、現地に赴いて検査をします。器具とか、事務所がちゃんと構えられているか。ですけど、今回の更新については、あえて出向いていくことではなくて、県のほうへ登録されているとか、そういったところでの検査をする予定でありますので、出張する手間がないということで5,000円としたということでございます。
- 東委員　　先ほど、実際事業所として経営をやっていないかどうかという話もちらっと出ましたけど、実際には書類だけでそういう審査が可能かどうかというのはよくわからないんですけど、本当は最初の指定のときにちゃんと現地へ出向いて、会社としての器具類などの確認もした上でやっているよということだけど、今の話だと、あえて再交付なり更新は、再交付というのはよくわからんですけど、それはなくなったから再交付というような感じかわからんけど、本当に書類だけでいいかというのはちょっと疑問点があるんですけど、その辺のところはちゃんと担保されるというか、クリアにされるんでしょうか。
- 水道部下水道課長　　多くの業者は、江南市に限らず、ほぼ愛知県全体に登録されていますので、近隣の市町を利用しながらやっていけば、それは把握できるかと思っております。
- 牧野委員　　確認です。83ページですけれども、附則の2. 経過措置というのが83ページの下にありますけど、この意味の確認ですが、今、指定を受けている工事店は平成29年4月1日に受けたものとみなして、4年後だから、平成33年3月31日に更新手数料5,000円を払うということですか。そういう解釈ですか。
- 水道部下水道課長　　そのとおりです。
- 東委員　　その辺は自動的に更新しないと、市民に示される指定店の一覧表を消していくわけですか。
- 水道部下水道課長　　当然そのとおりでございます。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休 憩

午前11時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号 江南市水道事業給水条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第77号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の87ページ、議案第77号 江南市水道事業給水条例の一部改正について御説明させていただきます。

はねていただきまして、88ページをお願いいたします。江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）でございます。参考といたしまして、はねていただきまして、89ページに江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○東委員 受益と負担の公平性というのがここも出てくるんですけど、給水条例の一部改正に受益と負担の公平の観点というのが、給水条例の関係でどうということなのかなということなんですよね、上げることが。上げるという

のはそういうことでしょう。受益と負担の観点から上げるという意味でもね。

○水道事業水道部水道課長　　実際には、もともと設計審査手数料と竣工検査の手数料につきましては、基本、給水装置工事を申し込む者が申し込み時に納付書を私どもで発行いたしまして、納付をしていただくと。そういったところから、実際に受益者負担100%という、それに係るところの原価計算に基づく実費徴収といったところでございます。

○東委員　　給水申し込みをする人としらない人との差という意味ですか。

○水道事業水道部水道課長　　実際にはそうです。給水装置工事を申し込むからこそ、その時点で発生するところが設計審査手数料であったり、竣工検査手数料でございます。

○東委員　　一般的には給水申し込みしないと水道は使えないと思うんですけど、それで、しない人とする人との差が要するというのはよくわからんけど、しなくても済む場合があるということですか。

○水道事業水道部水道課長　　実際に給水装置工事の申し込みをせずに、給水装置工事の施工はできません。

○東委員　　なぜそれで負担の差があるのかよくわからんのです。申し込まずに、使えますと。給水できるということと、どこに差があるのかよくわからんのです。基本的には給水してもらおうと思えば、給水装置の申請をせなあかんのですよね。それにかかる費用でしょう。それがなぜ引き上げの理由も含めて、よくわからないんだけど、どうして差が発生するのかというのは、何との差が発生するんですか。

○水道事業水道部水道課長　　実際にはもともと過去の手数料がでございます。その手数料が、過去の適正な、その当時は適正な手数料という形の判断で今まで徴収してまいりました。そうした中で、実際に今回値上げという形で、設計審査手数料も激変緩和を考慮いたしまして、500円アップの1,500円、竣工検査手数料も600円から300円アップの900円という形で、実際に本来かかる実費を過去からずうっと見直し、今回の江南市全体の使用料・手数料の見直しに合わせて、私どもも同様に改正いたしましたもので、市側というか、水道事業側が、実質的に平成26年度の決算ベースで申し上げますと一部負担しておるといって、これは基本的に言うと給水装置工事を申し込む者が負担

すべきというところで、少し過去安価であったものに対して、原価計算に基づく実費額という形で今回改正をお願いするものでございます。

○東委員　本来であれば、原価計算をすると、どういう計算かは聞いてないでわからんですけど、実際原価計算をすると多分もっと大きいのかかわからんですよね。1,500円どころじゃないかわからない、ひょっとしたら。先ほどの一般廃棄物処理みたいな話ですけど、だから、それは本来なら住民の方が必要な申請、給水ですから、それはそれで費用を取りますということだけの話であって、行政側が本来負担が大きいから、一部住民に負担をしてもらいましょうというような御答弁でしたけど、それがなぜ負担の公平というのがわからない。行政と住民を比較するということになる、それを負担の公平とは言わないんじゃないですかね。住民同士の間には差があったら、確かに負担の公平というのが考えられるんですけど、行政側と市民の側との間での負担の公平だという根拠ですか。

○水道部長兼水道事業水道部長　今、委員の言われたように、申し込む人と申し込まないという住民との差ですわ。ですから、給水装置工事を申し込む人に対しての事務になりますので、申し込まない人に対してはそういった事務は発生していませんので、だから、申し込む方に対してはそれ相応の負担をしていただくという話ですので、役所とではなくて、住民の中でもつくる人、つukらない人がおるということで、負担の公平性という意味で掲げております。

○東委員　最初話したときには、基本的には全部申し込むでしょうというようなニュアンスで受け取ったんですけど、申し込みせずに給水の権利が発生することもあるの。しない人とする人がおるという話だけど、その差が負担の差だという話だけど、そういう意味。

○水道部長兼水道事業水道部長　早い話が、家を建てない人がおるというふうに考えてもらうとわかりやすいかもしれませんが、借家でもそうですけれども、建物をつくって、そこで水を使うという申し込みをする人がいますので、そういった方には事務のための手数料をいただく。だから、自分の建物を建てない人にとってはそういった事務は発生しませんので、そういった方に負担していただく必要はないということになりますので、そこら辺での

差だというふうに御理解していただきたいんですけども。

- 東委員　　今、例として出ましたよね。例えばアパート経営者が、自分のアパートだから当然申請せないかん。その人には、当然申請してくるから、給水施設申し込みの中に手数料が発生します。アパートに住む方たちは自分がやるわけじゃない。そういう人は申し込まなくても水が使えるからという意味ですか。そういう負担の差。それだと、大もとでちゃんと使っておるから、その分が発生するんじゃないの。
- 水道事業水道部水道課長　　どちらかという、簡単にお話し申し上げますと、特定の給水装置工事を申し込む人というのが特定の受益者であって、給水装置工事を申し込まない人というのは、それに該当しない。特定の受益者に対して適正な手数料を取りますよということです。あくまで給水装置工事を申し込む人が特定の受益者ということで、申し込まない、既存である人は申し込まないとか、要らない人は申し込まない。それが江南市の給水区域の中で、給水を申し込む方と申し込まない方、もう既存であるとか、要らないとか、井戸を使っている方、当然給水区域内の受益者というのは、特定の受益者で、給水装置工事を申し込みする者という形で御認識いただきたいと存じます。
- 古田委員　　ちょっと別の話ですけど、給水指定工事店の指定は更新制でしょうか、お尋ねしたいと思います。
- 水道事業水道部水道課長　　給水装置工事につきましては更新ではございません。一度許可を得たら、更新の手続きはございません。
- 古田委員　　今回、下水道が更新制度を導入しているんですけども、水道はなぜ更新制度を導入されないのか。
- 水道事業水道部水道課長　　こちらにつきましては、今、水道のほうの給水装置工事の関係ですけども、指定給水装置事業者制度につきましては、厚生労働省のほうで更新の方向で今検討がなされておるということで、その一定の方向性が出た段階で、今後対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。
- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休 憩

午前11時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休 憩

午後2時08分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○市民サービス課長　それでは、市民サービス課分の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、議案書の177、178ページ中段をお願いいたします。

12款1項1目1節総務管理使用料、布袋ふれあい会館使用料16万5,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の183、184ページをお願いいたします。

表の最下段をお願いいたします。2款1項6目市民生活費、布袋ふれあい会館高齢者対応事業、補正予算額5万3,000円及び布袋ふれあい会館維持管理事業、補正予算額73万9,000円でございます。備考欄、特定財源といたしまして、布袋ふれあい会館使用料16万5,000円を充ててまいります。

なお、別冊の平成28年度9月補正予算説明資料8ページでございます。

今回の使用料・手数料の見直しに伴います市民サービス課の関連する内容につきまして、歳入歳出とも最上段でお示しをしております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　内容はここに書いてあります、8ページね。手数料関係は、例えば脱衣場のロッカー錠というのは現在でもあるんですよね、多分。今回、これはどういう内容になるのでしょうかね。

○市民サービス課長　現在はリターン式といたしまして、常時錠がついている状態です。使ってなければ錠がついていまして、お金を入れますと錠が抜けて、手に巻いて、お風呂を出た後、錠を差しますと100円が戻ってくるコインリターン式でございますけれども、今回この錠をお願いするのは、これから100円をお預かりする形になりますので、100円をお預かりした人に、今、錠は実際はロッカーについているんですけれども、事務所で錠をお預かりしておくような形にして、100円をお預かりしたら錠をお貸しして、錠をやってもらって、そのまま使えるような形というのでしょうか、リターン式ではなくて、リターン式の逆にするような形に改修するための費用というでしょ

うか、お金になります。

- 東委員 単に戻ってこないというだけではないかんのやね。そういう方式はないんだ。それ以外にこういう改修もあるよと。

あと、もう1つ、184ページの委託料の特定建築物定期調査等委託料というのが、説明では法改正の関係だというような提案説明だったような覚えがあるんですけど、もうちょっと具体的にお聞かせいただけますか。

- 市民サービス課長 建築基準法第12条に基づき定期報告が必要な建築物ということで、今回、布袋ふれあい会館だけらしいんですけども、定期報告書の提出についてということで、本年6月6日付で愛知県のほうから通知がございました。それに基づきまして確認しましたところ、布袋ふれあい会館の場合は、1,000平方メートル以上の3階建て以上……。

- 東委員 延べ床面積。

- 市民サービス課長 延べ床面積は1,000平方メートルを超えて、3階建て以上の階、または地階がある建物ということで、本年9月1日から11月30日までに報告を出しなさいということになっておりますので、今回お願いするものでございます。

- 東委員 委託料ですので、直接市がやるわけではなさそうですけど、具体的にその委託の内容というんでしょうかね、法律上そうなったからというのは、対象物の規定はそうだと、1,000平方メートル以上、3階建て以上と。別に建築年度がいつからとか、そういうことはないんですね。あくまでも大きさということですね。古い新しいは関係ないんですね。

具体的に建築基準法12条が変わったということで、定期報告書などの提出だという話ですけども、趣旨が市民サービス課とは違うかもしれませんが、もともとそういう法改正をつくった理由というのはわかりますか。

- 市民サービス課長 今回至った理由としましては、政令で定めるもの及び特定行政庁の指定となる一定基準以上の特殊建築物ということで、ふれあい会館ということなんですけれども、こちらのほうにあっては、建築物の敷地、構造、設備等を定期的に1級建築士等に調査させて、そういった資格を有する者に検査をさせ、その結果を特定行政庁、今回の場合、愛知県だと思えますけれども、そちらのほうに報告しなければならないという規定に基づいて、

どうしてもやらなくてはならないという結果、それをもちろん業者にも確認させたところ、必要であるという判断のもと、今回実施をするものでございます。

○東委員　　3階以上で1,000平方メートルというと、本庁舎だとか、別に古い新しいはないよという話でしたけど、それだけがもし基準だとすると、ここでも対象になるんじゃないの。そんなことはないですか。

○市民サービス課長　　一応使用区分が、最初に答弁させていただきましたけれども、複合施設ということで今回。

○東委員　　複合施設ね。あその場合は、支所と高齢者向けの施設というような意味合いですか。複合でという条件がついてということ。

今の話の中で、1級建築士で、複合施設で、例えば安全性の問題とか、耐震上のことだとか、安全性の機能の確保とか、そんなようなこととはあんまり関係なさそうですね。

○市民サービス課長　　検査内容ということだと思んですけども、一応建物の検査ということで、敷地とか地盤、建物の外部とか、屋上とか、屋根裏、そういったものを含めて、いわゆる換気設備であったりとか、防火シャッター、防火扉等もふれあい会館の場合は必要というふうに聞いております。

○藤岡委員　　補正で出すということは、当初ではそういった調査は予定がされていなかったということ。今まで過去もなく、新規で突然出てきた調査ということなんでしょうか。

○市民サービス課長　　先ほども少し答弁させてもらったんですけど、6月6日付で県のほうからありまして、その前には、一応その制度のお知らせということで、ふれあい会館が該当するんじゃないですかねという形で3月24日に一旦はいただいたんですが、その後、我々もちょっとどうかわからないというんでしょうか、まだそうじゃないかなあという程度のところで概要だけアナウンスがされたんですけども、実際には6月6日付で最終的なお知らせという形で通知をいただいたもんですから、これは必要だということで判断したものでございます。

○委員長　　ほかよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、環境課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出でございます。議案書の193、194ページをお願いいたします。

上段でございます4款2項1目清掃費、最終処分場維持管理事業で5,373万円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 説明では、最初設置した以降、そのままになっておって、大変修繕もかさむという話がありまして、たまたまこの最終処分場の埋め立て期間延長と書いてありまして、現時点では平成41年の末、3月31日までの延長が確認できたということになってはいますが、今回、新しく更新だということなんですけど、実際には現在の破砕機との比較といたしまししょうか、例えば能力的な比較だとか、量に対する比較とか、よくわからないんですけど、能力上どうなるのかということだとか、あと破砕機の本来の耐用年数というのは大体どのぐらいのものなのかということを確認したいんですけどね。

○環境課長 今回更新いたします破砕機設備でございますが、まず規模的なものでいきますと、現在設置されております破砕機ですが、破砕機と、そこへ投入するためのコンベア、そして破砕したプラスチック系ですとか、そういったものを振り分けるためのトロンメルという部分があるんですけど、こちらの選別するための機械、そして金属類を除去するための磁選機というものがございます。今回更新するに当たりましては、ふるいの部分、そして磁選機部分は省略した形を考えております。

そして、破砕機そのものの能力でございますけれども、両方とも、破砕後の寸法として50ミリ以下に破砕するものを予定しております。

なお、処理能力としましては、現在あるものは1時間当たり2.5トンの処理能力のあるものでございますけれども、今回更新予定のものは1時間当た

り2トンの処理量のものを予定しておるということで、少し規模を小さくすることを考えております。

そして、破碎機の耐用年数でございますが、どうしても設置状況とか使用状況で大きく異なるという形で、一律のものはないのですけれども、一般的に約15年程度というふうに考えられております。

○東委員 流れを聞かせていただくとよくわかりやすいんですけど、もともとはコンベアがあって、破碎機へ投入して、その後、選別して、さらに鉄分を分けるという形で、選別だとかの部分はそのまま残しておくという、そういう言い方でしたかね。

○環境課長 現在の選別機械に関しては撤去を考えております。先ほどの機械で選別した部分ですけれども、作業員のほうで今後は手作業で分別を考えております。これは、現在、埋め立てごみとして搬出されておるごみの中から、そういったものの量が大幅減ってまいりましたので、作業員による分別で対応が可能というふうに考えております。

○東委員 それはなくてもやれそうだという言い方だね。本来それがかえようと思うと、もっと金がかかるということか。

○環境課長 コスト的には、さらにこの費用以上のものが必要となると考えられます。

○東委員 平成41年の3月末までは可能だと。延長ということで、あくまで見通しですけどね。地元との協定みたいなものがもともとあって、更新更新してきておるわけですけど、お地元との協定というのは、平成41年の3月末という協定を再度結ばれたということですか。

○環境課長 協定というものはないのですけれども、延長に伴い、お地元のほうに御説明をさせていただいて、各区の御了解をいただいた上で最終処分場の埋め立て期間を延長したものでございます。

○東委員 現在は、本来の埋め立て容量というか、能力からいって、今は何%ぐらいなんでしょうか。

平成41年まで延ばせませすという根拠になるかと思って聞いたんですけどね。今、何割まで埋まっておるから、あとはまだもちそうだとしたことだと思うんですけど、そういう趣旨で聞いたんです。でないと、平成41年まで延ばしま

すといったって、今どれだけ埋まっておるかわからんでは、そういうふうにならんもんねと思ひましてね。

○環境課長 容量については後ほどお答えさせていただきますけれども、残りの容量に対して、今後埋め立て量を試算していくと、あと12年埋め立てが可能だということで埋め立て期間を延長したものでございます。

申しわけございません。先ほどの残容量でございますけど、あと約14%弱余力があるというふうに考えております。

○委員長 ほか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、商工観光課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 商工観光課が所管いたします補正予算について御説明いたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、議案書の193ページ、194ページをお願いいたします。

中段の5款1項1目労働費で、すいとびあ江南管理運営事業のうち、すいとびあ江南管理事業について102万5,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○藤岡委員 トレッドミル102万5,000円ですね。ネットで調べると、本当に値段、いろんな種類があって、数十万円から200万円、300万円のものまであったり、意地悪な言い方をすると、余り安いのを、自宅用とか業務用というものもあったり、この機種を選んだのは、今までにあったのと同じぐらいの能力の後継機種というか、同じものを選んでいいのか、それとも、何か理由があるのかということ。

○商工観光課長 おっしゃられるとおり、価格の幅というのはかなりあります。前提となるのは、やはり業務用ということで、使用頻度が高いですので、

長時間の使用に耐えられるというは業務用仕様になると思います。その中で、現在、ヘルスルームにもう1台ございまして、それと同機種のを今回入れるということでございまして、価格は海外メーカーのものは少し安いかなと思うんですけど、今後メンテナンス等を考えると、やはり国内産のものがいいかなというふうに考えております。

○委員長　ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、都市整備部土木課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　土木課の所管について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の195ページ、196ページの上段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費の橋梁長寿命化事業について増額補正をお願いするものでございます。これは、橋梁保全工事に係る新積算基準等への対応のために補正するものでございます。

続きまして、その下段をお願いいたします。

道路側溝舗装工事等事業について、増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　道路側溝の1億円のほうですけれども、当初からこの金額が少な過ぎたんじゃないかというふうに思っています、またこの補正の1億円、今の段階でどのぐらい使ってしまったのかという……。

〔発言する者あり〕

○藤岡委員　当初は1年間かけて少しずつ使うという、それがかなり使ってしまったから、補正で上乘せするということですね。

○土木課長　側溝・舗装工事事業につきましては、各お地元からたくさんの

御要望をいただいております。当初予算につきましては、その分の箇所を決めております。順次、今、発注しておるところでございます、当初予算分につきましては全て割り振りが終わっております。なおかつ、御要望にもっとお応えするがために補正予算を計上させていただいております。

○古田委員　　去年でしたか、6月補正で出た経緯があったと思うんですけど、また9月補正に変えられた。何か理由があるんですか。

○土木課長　　昨年度は骨格予算ということで6月に計上させていただいております。通常は大体9月補正でお願いするような形になっております。

○古田委員　　9月補正のほうが、3月に集中しないのでいいのかなと思っていてるんですけども、今後もずうっと9月で出されますか。

○都市整備部長　　最初の答弁であったように、お地元の要望は非常に多いです。ただ、許される財源の中で、優先的に当初予算は割り振りました。ただ、例年のことですが、それでも十分に措置ができないというのが現状で、現実、9月で補正を通常つけていただいているのは、決算で不用額等が確定してきて、融通額が、当初予算ではまだ当然不用額というのは確定しておりませんので、そういうこともあって、融通できるお金がここで固まってくると。先ほど申し上げた、4年に1遍、選挙の年だけは当初をちょっと控えているので、6月という措置もあったということです。多分今後も古田委員のおっしゃるとおり、我々が動くには、早くいただいて、3月末に集中しないようにというのはありますけれども、お金の仕組み上やむを得んのかなあと。今後9月補正でというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○牧野委員　　同じ質問で恐縮ですけど、やっと理由がわかりました。補正で上げてくる。過去3年間、道路側溝・舗装工事の決算費用って幾らでしたかね。

○土木課長　　まことに済みません。決算額まで今ちょっと調べておりません。申しわけございません。

○牧野委員　　こういう細かいもので予算に対して補正が大き過ぎるんで、大体例年これぐらいかかっているのはかかると僕は思うんです。でも、部長さんがさっきおっしゃったんで、ああそういう仕組みかと思ったんだけど、予算を立てるとき、要るものは要るので、どうなのかなあという感じが私はし

ましたけど、だから、数年間分を見れば大体出るんじゃないですかね、道路工事・側溝補正は。

○都市整備部長　やっぱり当初予算、先ほどから申し上げていますように不十分です。不十分ですが、くくれる予算で当初予算をくくっていると。そうすると、最大限許される金額が予算編成時には当初予算の金額については、これは最大の努力をした結果だというふうに、その後、また財布の事情も変わってきますし、いろんな背景で。おっしゃったとおり、市長のお気持ちも、応えようという気持ちも変わってきますので、それが補正という形だということをお願いしたいです。

○土木課長　平成27年度の決算はもちろん決算書で、過去は申しわけありません。

○東委員　今のことで、せっかくですから。要はいつも出る話で、本当に大変な思いを皆さんしていただいておりますけど、要望に対する充足率といたしましょうか、何を全体をとというふうにするかにもよると思うんですけど、例えば毎年地元から出されますとか、あるいは行政側としても、ここは直さないかんだらうと思うところだとか、両面あるような気がするんですよ、これに使うものは。そういう場合に、今回、例えば補正を組んで約2億3,000万円になるわけでありまして、これだけ組むと、今年度要望だとか、計画は見通しをして立てるから100%行くのかなあ、自分ところから組む計画は。地元要望に対して、なかなかそうは満たせないんですけど、地元要望に対して、どのくらいの要望に応えられるかというのは、例えばパーセントか何かでわかるもんですか。

○土木課長　今回の補正で何%という数字はちょっと出ませんが、平成27年度末におきまして、今までいただいております要望、いろんな要望がございますが、それがどれぐらい執行されたかという、パーセンテージで申しますと、約3割。側溝工事で33%、舗装工事で約38%の執行率でとどまっております。ですから、要望にお応えしようとするには少しでも予算を確保していく必要があるということになります。

○東委員　今、課長さんがおっしゃっていただいたように、平成27年度3月末、決算ベースで大体そういう把握はしてみえるということで、ただそれは

それまでの累積というか、蓄積。たまたま平成27年度だけの要望でもなければ、その前から出ているけど、ちゃんと記録していただいているものだから、そういうのを対象にしてもらってあるわけだけど、それをトータルで、今、要望として出ているものに対してということがさっきの3割ぐらいというのが結論ということやね。本当に昔と言っただけではいかんけど、5億、6億という時代がありましたからね、最初から組むというふうな。それから比べたら、相当まだまだかかりそうだな。

- 土木課長 先ほどの牧野委員からの御質問でございます。過去の決算額でございますが、平成25年度におきましては2億9,489万8,800円、平成26年度におきましては2億9,531万7,360円、平成27年度につきましては1億9,953万9,396円という決算になっております。
- 古田委員 要望ですけど、各区からの、もちろん区の中の道路については、今3割の執行率で、それはそれであれなんですけど、最近、ここ数年目立っているのは大きな道路がなかなか、大きなトラックとかが通る道路が相当江南市、荒れてますよね。大変悪い状況なんです。やっぱり予算の関係だと思わんですけど、随時やられているとは思いますが、道路の安全性を鑑みますと、やはり予算はとらないとそういうことができないことはわかっておりますけど、要望として、やっぱり道路事情もちょっとこのところ悪過ぎるなというのを道路を歩いていて感じますので、ぜひ予算をつけていただくように要望しておきます。よろしくお願ひします。強く要望しておきます。
- 委員長 古田さんの要望、強くと言っておりますので、よろしくお願ひします。
- 東委員 もう1つ、橋梁のほうでちょっと聞きますけど、一応理由に、橋梁保全工事に係る新積算基準等と書いてあるんですけど、等というのは、積算基準や何かがあるという意味なんですか。
- 土木課長 まことに済みません。積算基準の見直しによるものでございます。
- 東委員 ちなみに積算基準をあらわせるものならばということですけど、例えば何%アップというような、一言で数字は言えるものですか。
- 土木課長 今回の諸経費率の見直しでございますが、諸経費率というのは、

あくまでも直接工事費によって経費率が決まってまいりますので、その直接工事費の額によるパーセンテージはあらわすことができます。その直接工事費が1億円であれば、これだけのアップ率、5,000万円であれば、これだけのアップ率、1,000万円であれば、これだけのアップ率という形になってまいります。今回、私どものほうが当初予算で計上させていただいた金額で申し上げますと、諸経費率につきましては約20%上昇しております。

○東委員 一般的な話、たまたま工事金額によって変わりますという話ですけど、20%というと、単純に補正前と補正後をちょっと割り返してみると、6月補正でたしか労務単価の見直しがあって、一遍変えて、その数字がこの補正前の数字になっておったんですけど、今の20%だともっと補正額が大きくなりそうな気がしますけど、もし20%だと。私が計算を間違っていなければですけど、単純に総合計の数字を見ておったときに15.5%になったんですけど、単純にですよ。一般的に20%というのは平均的な数字。

○土木課長 約をつけておきます。約、おおむね2割、この金額ではおおむね2割ぐらいアップするということでございます。その辺の金額ですと2割ぐらいアップしておるということでございます。

○委員長 ほかよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、まちづくり課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長 まちづくり課が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。

歳入につきましては、議案書の177ページ、178ページの中段をお願いいたします。

12款1項5目3節都市計画使用料のうち、説明欄、まちづくり課分6,000円でございます。

歳出につきましては、議案書の195ページ、196ページの下段をお願いいたします。

8款4項2目公園緑地費の公園等維持管理事業に補正予算額として121万

円をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　1つは修繕のことがあるということで、この118万8,000円ぐらいの工事費という、大ざっぱにクラック修繕という書き方をしていますけど、どの程度の規模というか、直す必要があるか。全周ぐらいなのか、今回、理由としては、やっぱり有料化というか、値段がつくもんですから、そういうことも必要だという判断のもとかという2点ですけどね。

○まちづくり課長　ローラースケートのコースの中に、多分コンクリートの打ち継ぎだと思えるんですけども、そういったところにクラックが199メートル確認しておりますので、こういったクラックに、最初掃除をいたしまして、砂だとか樹脂なんかを詰めて、表面にはけで塗装といいますか、そういったもので終わろうということでございます。

有料化の使用料の見直しに当たってアンケートをしたところ、やはり有料化するなら、もうちょっと整備をきちんとしてほしいという声もありますので、もともとローラースケートの幅が狭いものもありまして、クラックによって転ぶということも考えられますので、適正に安全に利用していただくためには必要なものとして今回上げさせていただきました。

○東委員　本来、市民の方が使ってもらうやつだもんで、たまたま有料化というか、本来ならちゃんと安全確認をして、直すべきものは直さないかんものなのかということなんですけどね。それはもともとどの程度やることなのかというのもあるわけですけど、今までこのスケート場というのは、そういった要望というのは一度もなかったんですか。

○まちづくり課長　過去、平成24年度にこういった補修をしております。

○東委員　両面ですよ。本来なら安全をきちっと確保するというのとあわせて、アンケートで出たということも含めてのことですけど、対応が必要なことはわかりました。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、水道部下水道課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部下水道課長 下水道課所管について御説明申し上げます。

議案書の197ページ、198ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、繰出金で30万3,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時52分 休 憩

午後2時52分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第93号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部下水道課長 続きまして、議案書の212ページをお願いい

たします。

議案第93号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

はねていただきまして、213ページには第1表 歳入歳出予算補正、214ページ上段には第2表 継続費補正、下段には第3表 地方債補正、215ページ、215ページには歳入歳出補正予算事項別明細書、総括を掲載しております。

歳入につきましては、217ページ、218ページ上段の1款2項1目下水道事業費負担金から、219ページ、220ページ上段の8款1項1目下水道事業債まででございます。

歳出につきましては、221ページ、222ページ上段の1款1項1目総務管理費から、225ページ、226ページ下段の3款1項1目公債費まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古田委員 平成27年度は、交付金の配当率が高かったと思うんですけども、今回の配当率はどのようになっておりますか。

○水道事業水道部下水道課長 国庫交付金予算でございますけれども、2億5,920万円に対し、内示額は1億9,697万4,000円ということでございまして、76%の配当率でございます。詳細につきましては、社会資本が1億7,515万円に対して1億1,702万4,000円、配当率は66.8%、汚水処理につきましては8,405万円に対し7,995万円、配当率は95.1%でございます。

○古田委員 交付金が高かった理由は何かあるんでしょうか。

○水道事業水道部下水道課長 平成28年度の社会資本整備交付金事業につきましては、大幅なコスト縮減を図るアクションプランに基づいて行う事業を下水道整備推進重点事業として位置づけ、支援を拡充する制度を国が創設いたしました。

この重点化事業の対象となる1つの要件として、整備区域における1人当たりの下水道整備事業費は60万円以下とされておりました、このたびの要望について、江南市はこの要件を満たすことはできず、予算が大幅に下回った

ものでございます。なお、今回の交付金の配付につきましては、重点化事業100%、通常事業、これ江南市でございますが、50%で、その中で江南市は67%の配当をいただいたところでございます。

○古田委員　　今の説明によると、重点化事業が進展すれば、ほぼ満額の配当がもらえるということでしょうか。

○水道事業水道部下水道課長　　現在、愛知県のほうから伺っているのは、来年度は重点化事業を申請する市町村が多いということで、恐らく80%程度を見込んでくださいということで一応言われております。その中で、江南市につきましては、以前にもお話ししたとおり、新たな発注方式とか、あともろもろの新しい交付金を活用するということで、その中で100%を目指して進めていきたいと思っております。

○古田委員　　次年度以降、この高い配当率を得るための方策というのは具体的に何か考えてみえるのでしょうか。

○水道事業水道部下水道課長　　今言った新しい発注方式につきましては、一括で発注することによってコストが下がるといったことで進めておりますけれど、他の市町を見ましても、新しい発注方式に取り組んでいるのは豊田市だけということで、江南市はモデル都市として先陣を切ってこれに取り組んできたわけでございますけれど、来年度から実際一括発注について進めていきたいと。今、その形で予算を計上するつもりで進めております。

○牧野委員　　214ページの継続費補正ですけど、上段で、企業会計移行事業が4,781万3,000円というふうに総額が出ていて、平成28年度は400万円とか、平成29年度は1,700万円とか、こういう上がったたり下がったりする、これはどういう理由による企業会計移行の内容なんですか。内容というか、業務処理量なんですか。

○水道事業水道部下水道課長　　初年度につきましては、この費用の多くは固定資産税評価、1年目につきましては、まずどれぐらいの量があるかという調査ですので、まずは基本方針。平成29年、平成30年につきましては、固定資産の詳細な内容を把握する。要は詳細、標準、この路線について幾らの事業で地方債をどれだけかけて、国庫補助をどれだけ投入しているかということの調査をするので、ちょっと時間がかかります。ここが大部分お金がかか

るところですね。それから、平成31年につきましては、ほぼほぼそれが完了して、今度はシステムのほうに入っていきますので、それほどお金はかかってこないということでございます。

○牧野委員　　ということは、企業会計のきちっとしたデータは、平成30年ごろまで待たないと、評価額というのは正確にはつかめないということですか。

○水道事業水道部下水道課長　　順繰りに進めていきますけど、最後は平成31年の当初まではかかります。というのは、平成32年から移行ですので、平成31年に以前のを把握するという作業になりますので、これは平成31年の当初まで、実際平成29年から平成31年度の当初ぐらいまでは固定資産の評価にちょっと時間がかかるということでございます。

○牧野委員　　固定資産の評価がきちっと出て、減価償却がきちっと出てということになると、そのシステムというのは特殊なものを組むというのか、汎用性のそういうことでやれるんじゃないですかね、会計システムは。そこら辺がこんなに金がかかるんですか。

○水道事業水道部下水道課長　　水道事業会計が当然企業会計でやっているのです、そのシステムをいただくというんですか、それをほぼほぼ同じような形で、連動するような形で進めていきます。

○東委員　　先ほど古田さんから、国庫交付金の関係の充足率というか、配当率というか、そういう形で基本的な方向があったんですけど、具体的に、例えば224ページに管渠布設工事で、ことし、要は布設工事を計画していますよね。予算でいくと、社会資本、整備資本等、いろいろ2つのお金を使って布設工事をやりますよね。そういう場合、例えば国庫交付金が一番最初のところで特定財源が5,500万円ほど減額になるよと出てくるじゃないですか。それに地方債を新しく組んだりして、何とか賄って、減としては2,600万円ぐらいというふうになるわけですよ、補正の状況からいくと。よくわからないのは、こういうのは実際に工事そのものの方針は決まっておるね。例えば開削でやって、7,000メートルぐらいやるという計画を立ててやる予算の場合に、このように交付金が変わってきた場合に工事そのものに対する影響というのは起こらないものなんですかね。例えば予定していた工事ができないとか、全部できないとか、そういうことにはならないんですか。

○水道事業水道部下水道課長　当然のことながら財政にかかってくる話ですので、当然総務課のほうとお話をさせていただき中で、5,000万円の増ではちょっとえらいけれど、工事費を減する中で2,600万円程度の増なので、これぐらいやったら対応できるということでやっておりますけど、年間を通して、毎年そうなんですけど、うちのほうは一般会計を2,000万円程度お返ししている。というのも、全て使い切るわけじゃなくて、ほぼほぼ余ってきている状況もありますので、こういった形で全部できるということでございますし、実際、今年度やってみて、まだ全く余裕がないわけじゃなくて、今後の変更がありますので、そういったものをプールした中で、これだけの減額であれば対応できるということで今回上げさせていただきますので、できると思います。

○東委員　課長さんの今の言い方やと、たまたま今、減として2,600万円ぐらい、トータルね。入もあれば、地方債を組んでやるよ。幾つか財源も見ますよと。県からもお金が来るよということになるわけで、それで最終調整として2,600万円ぐらいの減になるんですけど、そうすると、これだけ減でもいいですよというのは、これだけ減しても、予定どおりの工事、延長がどれだけの分の布設はやれますとか、それはそういうことのやれる可能な数字がぎりぎりのところかなという意味なんでしょうか。

○水道事業水道部下水道課長　これは請負差額と、あと諸経費調整といいまして、1本の工事を受けた場合に2分の1の工事が重なれば、諸経費率を減するというので、1本当たり200万円から400万円減をしております。13本出しますと、2,600万円というのが大体この数字になるんですけど。

○東委員　それを見込んでということかな。それを見込めると、これぐらい減しても予定どおり工事はやれるということなのかな。

○水道事業水道部下水道課長　そのとおりです。

○東委員　ちよつともとへ戻るんですけど、前のページの222ページの排水設備関連事業で、ここは財源更正という言い方ですけど、この部分で、例えば国のほうが200万円減だよというふうに書いてありまして、下水道使用料でそれに宛てがう形でトータルは出るようになるんですけど、ここのような場合の、例えば国のほうがもともとの、3分の1にする前が1,800万円から

1,200万円と書いてありますけど、ここに関連する事業でこれだけの減らし方というのは、それで十分やれますということなのか、もともと先ほどの配当率の関係で減らされるということなのかというのは、どういう事情かというのはわかりますか。

○水道事業水道部下水道課長　これは一般財源との絡みがあるんですけど、排水設備に関しては、国庫の裏というのは一般財源ですわね。工事のほうについては地方債が起こせる。95%ですね。そういった中で検討していく中で、一般財源との絡みで、ここで減らして、今、一般財源をいただく。将来、地方債の負担がふえないというのも一つの手法でやっていますので、ここで200万円減したという形をとっていますけど。

○東委員　今の特定財源のところを見ると、国庫が減額にするというので、これを減してもいいというような意味合いというのは、今、地方債で見れるからいいですよという言い方がありましたけど、ここの表示の仕方を見る限りは、あくまで財源更正という表示の仕方ですけど、222ページの最下段のところね。今の課長さんの説明の部分でこれを対応するというのはなかなか理解しがたかったんですけど、単に見方は、国が減らされた分を下水道使用料の分で見ますよと。特定財源でというだけのことにはしか見えないんですけど、今のような話がここに出てくるんですか。

○水道事業水道部下水道課長　財源更正については、地方財政法の適用にあつて、一般財源を回す順番が決まっていますので、こういった標準なんですけど、たまたま先ほどの説明はちょっと漏れましたけど、200万円というのは雨水転用の補助。去年は65基出たわけですけど、ことし48基ですね。伸び率を見てみますと、35基行くかどうか。今現在18基で、このまま進んでも、倍でも35基という中で、この予算は丸々要らないんじゃないかなというのも一つありますけれど、ですから、あえてここで200万円、国庫補助を減して、地方財政の適用で、一財の関係でこうやって動かしたということなんですけど。

○東委員　予算書を見ておって、今の雨水の貯留施設の転用補助金がもともと1,800万円というふうに見てあつて、その財源の数が合うもんですから見ておったんだけど、要はその辺の見込みが大体わかるもんだから、ここは減

らしてもいいねというところで減らしていくということになるということなのかな。予定では、今それぐらいしか進んでないからということ、転用が。

○水道事業水道部下水道課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 08 分 休 憩

午後 3 時 08 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号 平成28年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第95号 平成28年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の238ページ、議案第95号 平成28年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。

補正予算といたしまして、収益的支出の補正予定額及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、239ページから242ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げ

ております。

243ページ、244ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的支出につきまして、1款1項5目総係費を掲げております。内容につきましては、右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 239ページに収益的収入及び支出という形で128万4,000円の補正が今回組まれて、その説明は、243、244ページに、要は臨時職員さんの賃金を見ますということが出てくるわけです。この補正額の128万4,000円がここで表示されておるわけですが、我々には、議案書として、その右のページに、例えばキャッシュ・フローがずうっとあって、あるいはその次に貸借対照表が示されておるわけでありまして、例えば補正額の128万4,000円の部分というのは、キャッシュ・フローだとか、貸借対照表のどの部分に表示されるのかということだけちょっと確認しておきたい。

○水道事業水道部水道課長 まず、キャッシュ・フロー計算書におきましては、1.業務活動によるキャッシュ・フローのうち、当年度純利益が、先ほどの128万4,000円、実際に増額いたしましたので、補正予算といたしまして。その関係で純利益が128万4,000円減額となります。また、未払い金の増減額の欄がございますが、当然3月分の支払いが4月分に回りますので、その未払い分といたしまして16万6,000円増額となります。そちらの小計が、先ほどの128万4,000円の減額と16万6,000円の増額を合わせまして、小計の欄がマイナスの111万8,000円となるものでございます。

同様に、業務活動に係るキャッシュ・フローの金額につきましては、先ほど申し上げました111万8,000円の減額となるものでございます。

最終、資金の増加額、または減少額の欄が111万8,000円減額となりまして、2,469万6,000円となり、これにあわせまして、資金期末残高も111万8,000円減額となり、11億8,798万8,000円となるものでございます。

続きまして、水道事業予定貸借対照表でございます。

こちらにつきましては、流動資産のほうで、先ほど未払い金を16万6,000円と申しあげましたので、現金といたしましては、当年度中の異動は先ほど申しあげた111万8,000円の減となり、現金・預金は11億8,798万8,000円となるもので、流動資産の合計、資産の合計も111万8,000円の減額となるものでございます。

右側、負債の部をお願いいたします。

こちら、流動負債につきまして、未払い金の額が、当然4月支払いに回る分が16万6,000円ございますので、未払い金が1億964万2,000円となるものでございます。それによりまして、流動負債の合計も16万6,000円増額となりまして、2億3,239万2,000円となり、負債の部の合計につきましても、16万6,000円の増額となりまして、46億4,753万円となるものでございます。

続きまして、資本の部、利益剰余金が、先ほどの未処分利益剰余金が補正予算でお願いしております128万4,000円減額となり、5億1,263万5,000円となるものでございます。利益剰余金合計も同額でございます。

剰余金合計、資本合計につきましては、同様に128万4,000円の減額となり、負債資本合計は111万8,000円の減額となるものでございます。

○東委員　いつも聞くことかもわからないんですけど、未払い金の一番冒頭の純利益が、今回臨時職員さんの賃金が発生するもんですから、この分が減りますよというところから出発するわけでありまして、未払い金の場合というのは、貸借対照表にしか出てこない感じがするんですけど、一般的にそういうのは決算書にはあらわす表示はない。貸借対照表しかないのかな、あらわすところというのは。未払い金がこれだけ減りましたよとか、ふえましたよというのはここしかないのかな。

○水道事業水道部水道課長　そのとおりでございます。貸借対照表に結果としてあらわれるものでございます。

○東委員　変化があったかどうか、全くわからんのだなと思って見ておったけど、わかりました。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 15 分 休 憩

午後 3 時 15 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

午後 3 時 16 分 休 憩

午後 3 時 30 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長　それでは、議案第96号、歳入歳出決算認定につきまして、市民サービス課の決算につきまして御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、歳入について説明をさせていただきますので、決算書の62、63ページをお願いいたします。

下段、12款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、市民サービス課分、布袋ふれあい会館目的外使用料、自動販売機でございます。

はねていただきまして、68、69ページ上段、12款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄、戸籍手数料から通知カード再発行手数料まででございます。

はねていただきまして、70、71ページをお願いいたします。

下段、13款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金、備考欄、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金でございます。

はねていただきまして、72、73ページをお願いいたします。

下段、13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、備考欄、中長期在留者住居地届け出等事務費委託金でございます。

はねていただきまして、76、77ページをお願いいたします。

下段、14款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄、市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

はねていただきまして、80、81ページをお願いいたします。

上段、14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、備考欄、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

はねていただきまして、84、85ページをお願いいたします。

下段、17款2項1目1節基金繰入金、備考欄、市民サービス課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

はねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

下段、19款5項2目12節雑入、備考欄、市民サービス課分、地方庁推奨事業費助成金から個人演説会会場使用料まででございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきますので、決算書、大き

くはねていただきまして、138、139ページ上段をお願いいたします。

2款1項6目市民生活費につきましては、はねていただきまして、142、143ページ、備考欄、中段、広域交通網確立対策事業までとなります。

次に、154、155ページ下段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、はねていただきまして、160、161ページの上段、備考欄、墓地管理事業までとなります。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　143ページのいこまいC A R 運行事業の経費とバス関連事業の経費が出ていますが、成果報告書の97ページ、98ページにそのデータとして出ていて、対応方策も今後のあり方を総合的に検討するというふうになって、決算認定としてはこれでももちろんいいんですけども、このデータに基づいて、この前、市民集会をされて、それをまとめられて、今後どういう計画で、どのような研究会でどうされていくか、方向性があれば。決算の関連で失礼ですけど。

○市民サービス課長　今、委員がおっしゃいましたとおり、現在、基礎調査ということで、先般は意見交換会ということで5会場。その後、アンケートのほうも実施をいたしまして、今、その双方につきまして調査をまとめておるといってございまして、この後、実際、交通会議再編会議を含めまして、今年度につきましては、公共交通のあり方というものの方向性というものを年度内にお示しできればというふうに考えております。

○東委員　今、公共交通の話が出ましたので、成果報告は今の97、98ページであって、それと、参考に、例の天気マークの、施策評価が51、52ページにあって、ここで成果の状況というのがあるわけでありまして、ここの見方といいたいまいしょうか、書き方が2つあって、上が、誰もが公共交通により市内の必要な場所に行くことができ、便利に暮らしていると感じる市民の割合ということで、パーセントという形で、基準値が平成18年の19.5%で、目標値は33%を目標にしましょうということですけど、ここの場合、こういう実績

だとか達成状況とかは横棒になっておるんですけど、ここの見方はどういう見方をするかということと、もう1つは、目標値が33%というような表示の仕方ですから、例の公共交通会議、市民の方も参加していただいてやられたときの、掛布さんが一般質問で言ってみえたけど、どこにも不便地域はないというようなことが出だしにあってとかという話をしていましたけど、もともと市自体がこういうような指標をつくってやっておるところから見ると、目標そのものが大体33%で、実績は横棒、達成値も横棒で、よくわからないんですけど、そういう状況があるにもかかわらず、不便地域はありませんという形で出発するということ自体がいかげんなものかという気がしたんですけど、この施策評価のここの実績値とか達成状況というのが何も書いてないというのは、どういう見方をするんでしたっけね。よくわからんのだけ。

○市民サービス課長　上の部分につきましては市民満足度調査です。ほかの指標でも多分あると思うんですけども、横棒のものというのは。その当時、江南市のいろんな評価がありまして、そこの中で聞いたときの結果が、平成18年次にやった、約10年ほど前なんですけれども、多分10年前の総合計画でしようか。そちらの部分のところをやったときの一つのアンケートの実績の数値がまず載っておりますよということでございます。まず、そこが1点目。

今回、今の空白地域というようにお話がありまして、そこでの整合性というお話は、今回のお話というのは、あくまでも江南市を一つの面を見たときに、大口のバスと、あといこまいCARということで、仮に遠くの場所であっても、いこまいCARを使えば、ある程度ケアはできるという中での空白地域は少ないというような表現を使わせていただいたということで、ここのアンケートの結果と今回の意見交換会等でのお話とはそもそも成り立ちが違ふということで、表現をさせていただいております。

○東委員　これは、戦略計画をつくったときに、もともとの総合計画というのは、大体目標値というのは、数値を決めまして、例えば公園なら幾つつくって、何割にしていくだとか、例を挙げますとね。そういうのが本来総合計画だったんですけど、戦略計画に変えた時点で、そういう目標設定はせずに、先ほど課長さんがおっしゃったような満足度調査というやり方で、それを指標に上げていこうということにしたわけでありまして、それで、ほかのや

つを幾つか見ていくと、例えばその下に、予約の利用便数などは、基準値に対して目標値だとか実績値というのが書いてあるわけでありまして、例えば今の公共交通の問題で市民の便利に暮らしていると感じる割合というのは、一切満足度調査というのは、この10年間、8年か9年間の間には特にやらなかったんでしたかね。

○市民サービス課長　公共交通につきましては、平成25年に無作為に3,000人を抽出しまして、アンケート調査を実施しました結果、そのときには約9割の方が公共交通を利用していないというような結果ということは出ております。

○東委員　9割が利用していない。それは公共交通の関係のアンケートでしたね。そのためにとったわけだけど、今回の、戦略計画に基づく基準値に対する目標に対してどうだとか、今現在、例えばこの指標にあるような、せっかく基準値を設けて、目標値33%というふうに設定してあって、最終的にはこれは平成29年で終わるわけですけど、今度は平成30年から総合計画に変わるわけでありまして、最終年度の段階で、他のことにも関係しますけど、そういうような満足度調査というのは、ここだけの話ではないわけだけど、やることにはなっておるんですか。

○生活産業部長　これは、今、委員おっしゃられたとおり、戦略計画で前期、中期、後期という形で、3年、4年という形で期間を区切って、基本計画の改定とかをやっているんですけど、その際に満足度調査を行って、その期間の検証をしていくという考え方があったんですが、今回、平成27年度の結果ということでありますので、平成27年度についてはそれが実施されていないということで、されていないものは横棒にしてあると。それは、ほかの満足度の指標も全部そうになっていると思いますけど、また後期の基本計画をつくったときに、たしか実施されたものがありますけど、ここには単年の施策評価ということではありませんが、これの検証はたしか総務部だったと思いますけど、そちらのほうで全部集めてやった結果というのはあると思いますけど、ちょっと平成27年度の結果というのは実施されないということで、今はこういう評価をされていますが。

○東委員　そうすると、たまたまこれは平成27年度のデータですから、今の

3年、4年、4年というときに、もしやっておれば、そのときの年度の施策評価を見ると掲載されておったわけだね。たまたま今はわからんわけだけど、現状でいくと。その当時を見ないとわからないですね、本来の指標に対して何%と言っておるのは。それを見た上で、本来なら必要な議論があるということですね。ここは、たまたま平成27年度はやっていないから、これは棒線ということです。目標値に対して、やったときに、どのぐらいのパーセントだったかというのは持っていますか。一番直近で、例えば。

○市民サービス課長 現在、持ち合わせておりません。申しわけありません。

○牧野委員 成果報告の52ページでちょっと関連で質問したいんですが、事務事業の2番目のバス関連事業ということが主要施策になっておりまして、現在は、達成度がB、効率性がAということで、将来のことをお聞きしたいんですが、成果を上げなきゃならないと。投入資源は横ばいでいこうということで、重点化ということで、これをうたわれた意図といたしまして、今の考えておられる、発表できる範囲でちょっと聞いておきたいんですが。成果は上げなきゃならないが、投入資源はふやさないと、そういう形で重点化というふうに将来方向性が出してある。いこまいCARは迎車料金を取ったことでぐっと減りましたですね。だから、目標値は切ったと。これはこれで一つの如実に出ているんだけど、バスはどうするかということ、方向性からちょっとわかるような、どうして上向きと横向きにしたのか。

○市民サービス課長 バスにつきましては、やはり線を延ばしたりとか、ふやせば、当然財源を圧迫するというか、お金はそれなりに絶対かかってくると思いますが、ただ、今、現状のバスを見ますと、通勤時間帯であったりとか、帰宅時間帯にあってはそこそこ乗って見えますけれども、名鉄バスということで限ってできることだと思いますけれども、昼間の時間帯はまだ乗れる状況もありますし、実際、これから高齢化していく中で、昼間帯の時間帯というのは、高齢者の方がもし乗ろうと思えば、乗る機会があれば乗るということはできたり、あと小さいお子さんが見えて、まだお仕事を持ってみえない方なんかも昼間は乗ることができるとか、まだまだ今のバスの中でも使える部分というのは正直あると思いますもんですから、現状の中では、やはりさらにPRをしていくとか、名鉄バスさん自身とも方法論についてもさ

らに協議をしていく必要があるものというふうに考えております。

- 牧野委員　　大体わかりましたが、当初、新設バス路線を出したり、運行時間を間引いたりした中で、新設については3年間ぐらいをめどに、PRと実績を見て見直しをするというふうに出たおられたと思うんですけども、そういったことはまだ生きておるんですか。
- 市民サービス課長　　少し質問とずれるかもしれませんが、今、一つ、団地線の10便あったものを5便にしておるといところで様子を見ておると。まさに今、委員が言われたとおりのことをやっておるものですから、これからはケース・バイ・ケース、状況によってだと思えますけれども、そういったことについては考慮していく必要があるのではないかなというふうには思っております。
- 藤岡委員　　同じ関連で、51ページの4のところの最後に、今後も大口町、扶桑町と協議を行うという、この扶桑町というのはなぜ載っているのか。
- 市民サービス課長　　一般のバスは行ってないんですけども、大口、扶桑ということで、例えば大口のバスの延伸とか、いろいろ考えていくときに、もちろん大口町さんが主体になるかもしれないですけども、扶桑町さんも絡めて、いろんな考え方等々を協議していくために、こちらのほうは記載させていただいたということでございます。
- 藤岡委員　　次、成果報告書の98ページ、活動指標のところの一番上なんですけれども、愛知県バス対策協議会会議、実績値ゼロ、目標値ゼロというのは意味がよくわからないんですけど、目標がゼロのもので、実績ゼロというもの、わざわざなぜこういうものを載せているのか。
- 市民サービス課長　　ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、調べて、後ほど御答弁させていただきます。
- 藤岡委員　　決算書の139ページに消費生活モニター事業というのがあるんですけど、消費生活モニターは市民の方を募集してやっておられるんですかね。今、何人ぐらいの方がモニターをやっているのか。またはモニターの活動内容をちょっと教えていただきたい。
- 市民サービス課長　　まず、人数につきましては15名です。消費生活に関するテーマを決めて調査研究をしていただいて、成果報告の場としては、やは

り消費生活展等々での御協力をいただいておりますということになっています。

○藤岡委員 実はい前、10年ぐらい前ですか、うちの妻もやっております、そのときは近くのスーパーに同じモニターさんに行って、はかりを借りて、実際にはかりに商品載せて、表示されているグラム数がちゃんと正しいかどうかということ調べたりとか、そんなこともしていたんですけど、そういった活動は今はやってないんでしょうかね。

○市民サービス課長 今はそういった関係はやってないです。

○東委員 出で、決算書の157ページでちょっとわからなかったんですけど、157ページの中段に人口動態調査というのと、その下に人口動向調査というのがあって、入のほうがかたしか81ページ、先ほど説明があったんですけど、81ページの上段のほうですね。市民サービス課で人口動態調査委託金、これは県の委託金かな。下に人口動向調査7万3,000円、上が9万7,000円。委託金は人口動態は9万7,669円。支出を見ると、人口動態調査というのは7万7,329円、あるいは人口動向調査も、入は7万3,000円ですけど、157ページの支出を見ると、人口動向調査は6万6,914円で済んでおるわけでありまして、こういうのは、委託金という形でこれを受けてやるという仕事なんですけど、実際に支出は、例えば動向調査は7万7,329円で済んでおるんですけど、委託金は9万7,669円入ってくるというんですね。この辺はどういう関係になるんでしょうかね、出と入との関係というのは。

○市民サービス課長 当然その事業にかかわる職員の人件費がこの中には入っていないもんですから、入のほうが多いという結果になっております。

○東委員 逆に言えば、差額分が人件費ということなんですか。そういう意味なんですか。

○市民サービス課長 差というよりも、それ以上に仕事をしておるということで、差ではないですけども、それ以上に仕事をお預かりしてやっているということでございます。

○東委員 本来なら委託金ですから、委託事業として見てくれるのは、今の関係でいくと、人件費というのは別に人のことですから、市が持つておる部分がある程度余分に見てくれるという意味合いなのかということかもわかりませんね、そういうことでいくと。そういう形では、そういうふうに決算上

進めているということですか。

もう1点ですけど、例えば成果報告書の95ページですけど、ここに住民基本台帳のほうの関係で事業実績の中に幾つかありますよね。戸籍や除籍の謄抄本などがどれだけ出されたとか、取り扱い状況が書いてありまして、この中に、中段から下のほうで通知カードの再交付というのが205件とかあって、よくわからなかったのは、実際には今回でもマイナンバー関係で国から金が入ってきて、仕事があるわけでありまして、ここに表示されておる通知カード再交付だけがここに書いてあるわけでありまして、実際のマイナンバーの関係の交付金で、もともとトータルで、例えば平成27年度で国から合計幾ら入ってきてまして、実際にはここにある再交付はこれだけの件数しか書いてないんでありますけど、入ってきたお金の使い方がどうなって、たしか記憶では、どうしても仕事がおくれるということで、翌年に繰り越していくというような部分も平成27年度はあったんでしたかね。その部分も平成27年はあったのかな。最初の年ということかなあ。その辺のところ、繰り越した分をどれだけ、仕事は何が行われたか、平成27年度中。これをちょっと確認したいんですね。下には、今後の方向性が書いてあるんですけど、まだまだ年度末で、通知カードの再交付だけが表示されておるのはどういうことなんでしょうかね。よくわからん。

○市民サービス課長　通知カードは、11月ごろでしたかね、昨年。各自宅に送られてきた封筒に入った、書留で来たものですね。あそこの中に入っているものを自分がなくされてしまったということで、再交付をされている。その場合は窓口で事務をしているもんですから、後段でお話しする部分とは別で、例えば確定申告をしないかんもんですから番号が要るとかというときに、なしではいかんもんですから、例えば交付してとか、なくしちゃったからとか、そういった緊急性の高いような方が主に、当然最初のときだったもんだから多く発生したため、今回の決算の数値の中でここで特に出しておるということにして、後半の大きなマイナンバー事業というんでしょうか、カードを発行したり、機械を入れたりとかというような事業につきましては、当初、昨年9月補正で3,501万円予算として上げまして、最終的に3月の補正でも、この3,501万円のときには、一応全国で1,000万枚のカードをつく

ったということであつたりとか、当然機械の導入費用であつたりとか、国のほうのサポート体制の費用であつたりとか、そういったものの費用がいろいろ込み込みかかるんですけれども、一応市のほうに事業を委託されて、市のほうで発行しておったわけなんですけれども、1,000枚を配る予定をしておった中での事業費全体のうち、江南市に必要と思われる金額がそうだったんですけれども、さらに国は、ことしの3月補正で1,688万6,000円ということでございますけれども、これは、さらに個人番号カードですね。先ほどは通知の話をしましたけど、カードのほうは1,500万枚これから出るかもしれないということで、基本的にはストックだと思っておりますけれども、これから出ていく可能性があるストックをとということで考えまして、その中で、江南市のほうにつきましては、先ほどの1,686万6,000円ということですがさらに3月補正で上げておりますが、実際には、昨年度の支出の中で9月の部分だけで結果的には済んでしまったということなんですけれども、そういったもろもろの費用としまして2,798万円が支出されまして、翌年度の繰越金が2,389万6,000円という形で現在残っておるといふんでしょうか、歳入のほうで繰明を打ったという形でございます。

- 東委員　この95ページの下段のところに、本会議でもちょっと出ましたけど、そういうもろもろの仕事が国から委託をされてやっておるわけですけど、実際に通知カードの返戻分というのか、平成27年度末で約1,000通があつて、居住地の調査をする必要があると。また、個人番号カードが地方公共団体システム登録がおくれ、個人番号カードの交付作業がおくれている状況であるという、平成27年度の段階での状況が書いてあるわけでありまして、実際には返戻分が1,000通ということであれば、基本的にはそれ以外のところは、市民の方に全部一応通知は届いたという判断でいいということですかね。

先ほどの予算の、もともと9月補正で3,500万円ほどの予算が組まれて、その仕事としてはあくまでも2,700万円ぐらいしか使わなかったという話でありましたけど、実際には2,700万円しか使わなかったという部分に当たる仕事というのは、何に当たるんでしょうかね。

- 市民サービス課長　繰り返しの答弁になりますけれども、通知カードを最初つくって、発送したりするお金、その後のサポート体制、当然国のほうの

整備に係る部分の市の分担部分であったりとか、マイナンバーカードを事前にある程度のストックを1,000万と申しあげましたけれども、つくった上で、申し込みがあった人に対してつくって送るための費用であったりとか、そういったもろもろのものが入っているものだというふうに考えております。

○東委員　本会議でも、年度末で1,000通戻ってきたやつがあるよと。ことしの8月末でまだ800通残っておるという話でありましたけど、決算とはちよこっとずれるか、決算の関係で反映してくるものですから確認したいんですけど、この800枚、もともとこれが始まったときに、本来なら郵便局が届けに行き、相手がないときは保管を郵便局でする。書留と同じ考え方ということで、規定の2週間でしたっけね、郵便局が保管をする。とりに来なければ、結局は市へまた戻ってくるというやつがこの部分になるわけですけど、あと、全部今度は市が請け負って調査をすることになるわけでありまして、年度末から8月までの間に処理できたのは200通ということですよ、裏を返せば。これを延々とこれから市は抱えなきゃならんことになるんですけど、この辺のところ、この段階でこれは返してしまえばいいというような、そんなことはあるんですか、例えば地方公共団体情報システム機構というところに。

○市民サービス課長　国からの指導では、3カ月をめぐりに保管して、その後は破棄しても実はよいというようなお話にはなっておりますが、今言われましたように大変な個人情報でありますし、ひょっとしたら手違いというものも全然なしということもないとも限らないですし、たまたま気がつかれてないとか、そういったこともレアケースとしてはないとは言いきれませんが、ですから、しばらくの間は市のほうで保管しておこうというふうに考えております。

○東委員　ちょっと確認ですけど、今の指導ですね。3カ月をめぐりにという、それはいつからの話ですか。3カ月というのは、年度末からという意味ですか。

○市民サービス課長　市のほうに戻ってきてからということでございます。

○東委員　年度末には1,000枚来たじゃないですか。そこから3カ月ですから、4、5、6の3カ月の間に相手に渡さなければ、その時点で残っておる。

逆に言えば、8月末でまだ800通残っておるといふんなら、本来は破棄の対象の分ですか。その後どうするかは市町村の裁量。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、商工観光課について審査します。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 商工観光課所管の決算につきまして御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、歳入でございます。

決算書の64、65ページをお願いいたします。

64、65ページ中段の12款1項4目労働使用料、1節労働使用料でございます。

次に、76、77ページをお願いいたします。

76、77ページ上段の13款4項6目商工費交付金、1節商工費交付金でございます。

次に、78、79ページをお願いいたします。

78、79ページ下段の14款2項8目商工費県補助金でございます。1節商工費補助金でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

86、87ページ中段の19款3項1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入でございます。

はねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

19款5項2目雑入、12節雑入、備考欄の下段にございます産業振興課の関係5項目のうち、小規模企業等振興資金関係の3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

246、247ページをお願いいたします。

246、247ページ上段から、はねていただきまして、248、249ページ上段にかけて、5款1項1目労働費でございます。

次に、256、257ページをお願いいたします。

256、257ページ最上段から、260、261ページ下段にかけて、7款1項1目商工費でございます。

以上が商工観光課の決算でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　ちょっと細かい質問ですが、収入の87ページで、先ほど商工観光課で小規模企業等振興資金融資預託金元利収入からだだだっとなっていて、259ページの21に貸付金でだだだっとな金額があるが、実績というのはどこで出ているんですか。ここには何件あってどうだとか、収入と支出でどういうふうに見たらいいんですかね、実績みたいなものは。

○商工観光課長　まず、支出のほうでございますが、こちらのほうは融資制度の預託金でございます。入のほうはそれが返ってくると。あと、利息がつく分につきまして、今、端数が出ておることでございます。

○牧野委員　これの実績みたいなのはどこか成果報告には出ないものなんですか。何件どこどこに貸したとか、利息をこれだけ補助してあげたとか、実績みたいなものですよ。実績だね、1年間の。

○商工観光課長　小規模企業等振興資金融資助成金のほうでございますけれども、通常助成金でございますが、平成27年度につきましては80件でございます。それから、同じく臨時助成のほうですが、18件でございます。

○牧野委員　低金利時代ですので、実質どれぐらいの利子補助というのか、補填をされたのか。

○東委員　貸付金の総額だわな。

○牧野委員　それもそうですね。合わせて、もちろん金額ですわね。総額幾ら貸し付けて、どうかと。

○商工観光課長　まず、通常助成のほうですが、助成した金額につきましては704万2,000円、融資額でいきますと4億2,710万円でございます。臨時助成のほうですが、助成金につきましては147万8,600円、融資額につきましては1億3,210万円でございます。

○東委員　主要施策の成果報告書のほうで、100ページの例の企業立地の企業誘致事業がこの年から始まって、年度初めですから、新しい事業だと思いますけど、ここでちょっと確認したかったのは、活動指標というのが下のほ

うにありまして、活動指標の指標名に工場立地動向調査日数というのがあって、工場立地動向調査照会による調査所要日数というのが、これは具体的にどういうものを行った中身なのかということと、もう1つは、企業訪問数というのがあるんですけど、業況等の聞き取りのために訪問したということで、目標は2件だけだけど、実際には14カ所ということになって、非常にたくさん目標以上に頑張ってもらっておるわけですけど、この場合、市内と市外の内訳というのはわかるのかどうかということですけど。

○商工観光課長　　まず、工場立地動向調査でございますが、こちらのほうは、毎年愛知県のほうと連携いたしまして、市内の企業さんを回るということで、これも毎回2回実施しております。

　　済みません。先ほどの答弁、訂正させていただきます。

　　工場立地動向調査でございますが、これは県のほうから依頼がございまして、市内の企業の立地状況を調べるということでございまして、それが年2回ということでございます。

　　それから、企業訪問数でございますが、先ほど答弁させていただいたんですけども、県のほうと連携いたしまして市内の企業を回るというのが2回あるわけですけども、それプラス市長のトップセールスというようなこともこの中に含まれております。

○東委員　　上のほうの立地動向調査というのは、これは県の意向もあって、市内の立地動向調査ということで、市内企業の、今でも、例えば工業用地としては和田なんかがあったりするわけですけど、単にそこだけの限定ではなくて、市内全域の動向調査ということが前提になるということよろしいですか。

○商工観光課長　　調査対象になっておりますのは、工業適地で、般若のところの箇所だけでございます。

○東委員　　上段の指標名の立地動向調査というのは、あくまでも般若の扶桑の境のところのエリア。立地動向状況というのは、ここには、例えば全部で9事業所があるわけですよ。これ古いんですよ。平成27年度版だけど、実質は平成26年度までの話だもんで、ちょっと変わっておるかかわらんけど。ここが、般若の、例えば名鉄西部交通などもここに会社を構えておるわけで

すけど、そのエリアの動向調査ということで、つまりここにどれだけふえておるか、減っておるかということの調査ということで、本来ならこのところにまだ工場を建てられるところがあるんだけど、あいておるところがまだあって、あいておる状況がどうだとか、そんなこともあわせて調査をするということでしょうか。あいておれば、そこにもどんどん誘致をするだとか、そういうこともあわせてやるということで、まずいいんでしょうか、そういうことで。

○商工観光課長 般若につきましては工業地域内になります。ただ、立地できるといって、本当に小規模な企業が対象となります。残地として残っておる面積も少ないですので、そういう中で、市としては、企業さんにそういったところを優先的に紹介するようなところではないというふうに考えています。ただ、場所は一応工業地域内ということで、小規模の面積で立地でもいいというような企業さんがございましたら、当然それは可能だと思うんですけども。

○生活産業部長 多分県の調査がここへ来るといえるのは、これまで愛知県がつくっている企業誘致ガイドの中には般若の工業適地しか江南市の場合載っていないんですよ、今までは。ですので、その動向を聞いてくるというのが前提だと思うんです。昨年度、市のほうで企業誘致の検討をやって、方針をつくったもんですから、今後は、優遇策とか、そういうものも出しましたので、また変わってきますけれども、上段のほうは県のほうが把握している今の企業誘致ガイドに載っている工業適地というのがあそこしか今ないもんですから、その動向を調べてくるというのが上段の関係だと思います。

○東委員 それはそれで、そういう形で今後もここは残って、引き続きやるんだろうけど、安良のエリアが新しく、性格はちょっと違いますけど、なるわけですけど、それで、2つの企業訪問数のところの指標名の状況で、質問は、市内企業、市外企業、幾つずつかわかりますかとさっきちょっとお聞きしたんですけど、14か。単位は日にち。目標値2というのは、単位は日だわね。じゃないですか。単位は日ですよ。2日しかやらんと。2日とも回るという意味ですか。14日回ったという意味。よくわからんけど。

○生活産業部長 もともとこの指標を2と定めましたのは、平成27年度のと

きに目標を立てたときには、まだ企業誘致の検討がされてなくて、従前の状態で目標値を設定したものですから、先ほどの照会による2件と、もう1つ、県のほうと同行して、実際に現地調査する2件が経常的にやっていたわけです。ですけれども、平成27年度は新たに企業誘致の取り組みに入ったものですから、結果として、14日と書いてありまして、実際訪問した企業数はもっとあるかもしれませんが、結果として、もともと2と想定していた目標値よりも、新たな企業誘致の方針をつくりましたので、事前に、中には市長さんと一緒にトップセールスをやったこともありますし、市内でそういったお話があるところにはお邪魔をしてお話を聞くという取り組みをした関係で、実績が14にふえたというのが結果として出ているということです。

○福田委員　　やっぱり単位は日。

○生活産業部長　　日です。1日に2社行ったこともありますので。

○東委員　　訪問数という書き方をしてあるもので、それを見ると、単位が日だもので、よく意味がわからんなあとって見ておったんですけど、本来でいくとどうなんでしょうかね。企業立地の、県のやっておった般若の立地動向調査というのがもともとあるもので、それはそれで、今の2日間ですということなんでしょうけど、今後、たまたまこれは平成27年度の決算ですので、そのときはこれだけの日数をかけたというあらわし方なんでしょうけど、訪問数という形で指標名を設けるんなら、説明には会社訪問した数と書いてあるんやね。どうやって見ておるんかなという気がしたんです。訪問数って、説明は数であって、そういう形で14回やったということですね。

それで、それはそれで、そういう状況だということですので、現実には、今後の方向性だとか、いろいろ対策の問題が出てくるわけですけど、決算の中では、まだこれからのことなんですけど、我々もなかなか大変だなという気がするのは、安良の場合は、和田みたいに江南市が土地を提供してという形の工業地じゃないものですから、個人の所有者との関係を待つしかないという感じはあるわけでありまして、対策方法にあります地権者の用地売却意向の確認を進めて、立地可能な場所を高い精度でデータ化するというのが今後の対策方法だということところで、決算とは少しずれるようなことで申しわけないんですけど、現実的に現状はどの辺まで来ておるといえるのはわかるん

でしょうか。

- 商工観光課長 地権者の意向というのは、昨年アンケートをして、ある程度意向は把握しておりますが、それでは不十分だというふうに考えておりました。今、全地権者を一軒一軒回っております。その中で、そういった意向を再確認するとともに、企業誘致への協力ということのお願いを一緒にしておる状況でございます。
- 東委員 ここにはデータ化というふうに表現がありますが、今は訪問してみえるということで各個人の意向を聞いてみえるわけだけど、まだ年度途中ですから、今年度中にはデータ化するということになるんでしょうかね。それに基づいて、例えば企業から行政側に問い合わせがあったようなときに、ある程度、それを活用して、この状況は受けていただけそうだとか、そういうふうにするということになるんでしょうかね
- 商工観光課長 使い方に関しましては、提供できる範囲内というのか、個人情報とかもございますので、ありますが、できる限り、そういう形で企業の方に提供したいというふうに考えております。
- 東委員 言えるか言えないかという話があって、言えなけりゃあいいんですけど、実際のところ、今、訪問してもらっておって、用地を提供しましょうというのが、例えば何割ぐらいとかというのは大体出せるものですか、今の段階で。
- 商工観光課長 アンケートの結果しか今のところ把握できておりませんが、昨年アンケートした結果によりますと、土地を売却してもいいと言われる方に関しましては18%、賃貸、売却、どちらでもオーケーだよという方が45%、賃貸のみならいいよという方が22%、全く反対という方が19%ということでございまして、8割方の方は何らかの形でオーケーというような回答をいただいております。
- 東委員 先に聞けばよかったんですけど、今のパーセントというのは、人数でしょうかね。面積的には出るんですか。
- 商工観光課長 面積的なものは出しておりません。
- 東委員 普通だったら、面積的にどれぐらいのエリアがというふうなところもあわせて、でも、今の話で、パーセントを出してみえるということは、

売却の意向があるとか、賃貸の意向があるとか、そういう区分けでの面積はというふうにお聞きしたいわけだけど、それは今の話で、つくってませんということですか。

○商工観光課長　今のところ、つくっておりません。作成はできますが、今のところ、そういったデータは持ち合わせておりません。

○委員長　暫時休憩します。

午後 4 時 30 分　休　憩

午後 4 時 34 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この程度ぐらいにして、ほかの案件について、もしあれば。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて、農政課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　それでは、農政課所管の決算につきまして説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、歳入でございます。

68、69ページをお願いいたします。

68、69ページ下段の12款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に、78、79ページをお願いいたします。

78、79ページ中段の14款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

はねていただきまして、80、81ページをお願いいたします。

80、81ページ最下段から、82、83ページ最上段にかけて、14款4項3目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

86、87ページ中段の19款4項2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

はねていただきまして、88、89ページをお願いします。

19款5項2目雑入、12節雑入のうち、農政課の所管につきましては、備考欄の中段にございます農地関係許認可申請用紙代と農業者年金及び離農給付金支給業務代の2項目でございます。

最後に、92、93ページをお願いいたします。

92、93ページ最下段の20款1項3目農業水産業債、1節農業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

248、249ページをお願いします。

248、249ページ上段から、254、255ページ最下段にかけて、6款1項1目農業費でございます。

以上が農政課の決算でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　成果報告書の102ページのところに農地保全推進事業とありますが、下の課題のところに、一団の農地が崩れてきており、外周部から農地の宅地化が進行しているという形で、実際に上の事業実績のところで、農地が減った部分というのは、農地法の第4条、5条関係のところの面積を足したところが減った農地と思えばいいですか。

○農政課長　その表に書いてあります第4条、それは市街化調整区域です。その下の第4条第1項第7号が市街化区域の第4条です。第5条が市街化調整区域、その下が市街化区域ということで、その4つを足したものが農地から外れたという面積でございます。

○牧野委員　今の関連で、102ページの対応方策ですけれども、農地の宅地化が進行しているから、農業振興に即した農地の権利移動等を実施することで農地の保全をと、権利移動等を実施するってどういうこと、ちょっと具体的にもう少し情報が欲しいんですが。

○農政課長　農地転用の絡みになりますけれども、ちゃんと3条、4条、5条が適正に処理されているかという審査をしまして、権利移動するということ

でやっております。

- 牧野委員 次に、成果報告書の59ページ、60ページですけど、これもずうっとデータが出てまいりまして、今後の施策展開の方針の改善内容などのコメントの一番下ですけども、耕作放棄地対策として、中間管理機構や利用権設定による農地の集積及び有効利用を図るということがずうっとうたわれておると思うんですが、具体的に動いているのか、どういう状況なのか、実績というのをお聞きしたいんですが。
- 農政課長 まず、中間管理機構でございますが、平成27年度の実績を言いますと、1件4筆が集積されました。もう1つ、利用権設定というのは、地主がいて、JAを介して耕作者にとということで、データは今手持ちにあります。
- 牧野委員 1件4筆がどれぐらいの広さかわかりませんが、多分少ないというのか、全体数から見ると、ないよりはいいんですけど、ああそうかという感じを受けたんですけど、もう少し促進するような方向性というのか、何かそういう施策を打たないと難しいと思うんですが、どうなんでしょうか。
- 農政課長 農地中間管理機構の仕組みは平成27年度からスタートしておりますので、今、土地所有者、農地基本台帳の調査のときにそういう意向があるかどうか、去年からそういう調査をしております。実際そこでマッチングできたのが先ほど言った数字ですので、受け手が出てれば、どんどんこれからマッチングできるという状況です。
- 藤岡委員 同じ59ページの今の耕作放棄地の面積198ヘクタールですね。昨年、農業委員会で富山市へ行ったときに、富山市は本当に耕作放棄地がなくて、農地除外をどんどんやっているというのがあったんですけど、江南市の今後の農地除外というような方向性というのはどうですか。
- 農政課長 江南市の農地におきましては、山間部のような、木が生えて農地の復元が不可能というところは、木曾川の堤防のところの一部ありますけど、ほとんど江南市においてはありません。先ほど富山市でそういう数字を言われたんですが、それは多分木がもう密林になったところを除外しているということをやっているはずです。
- 藤岡委員 もう1つ、103ページのところの新規就農のところですけど

も、29歳の女性が現在休止中と書いてあるんですが、これはどういう状況で、交付はされていないんですかね、今は。

○農政課長　　これ、個人情報の話になるかもしれませんが、出産されて、農業を約9カ月間休止して、決算のほうにあるんですが、支払いを3カ月分出したということでございます。

○東委員　　両方とも関連することですけど、さきに、先ほどの農地の転用の関係、102ページ、表の見方といいたいまいしょうか、活動指標で、例えば指標名が農地の権利移動、転用許可申請等審査面積で、目標値が5万で、実績は9万4,000というふうにならわけておられるわけですけど、目標値の設定の仕方といいたいまいしょうか、実績との乖離が大きいもんですから、まず目標はどのような形で設定されたかというのがあるんですけど。

○農政課長　　これ、当然うちの課としては農地を保全していきたいという意向はあります。ただ、農転とか、そこら辺では許可が通れば通ってしまいますので、うちで拒むことは基本的にできないと。ですので、実績値が目標に対して大きく上がっているというのが実績でございます。

目標値のこの数字の設定ですが、過去からの数字で多分出された数字だと思えます。

○東委員　　先ほどの対策方法でもありましたように、権利移動をやる場合に適正にするということでありまして、その辺気になるところだね。本当に申請が出てきたら、何でもかんでも転用する形にはしていませんよということだと思んですけど、基本的には基準に基づいてやっておるんだけど、結果的にはそういう申請が出てくれば、法律的に認められればやっていくだけのことなんですけど、ただ、なかなか痛しかゆし、本来なら保全していきたいわけだけど、かといって、保全したいから、あんた、だめだというのも変な話だもんでね、基本的には。その辺で、先ほどの中間管理機構をつくってみたりとか、本来なら転用せずにやることができれば一番いいんだろうけど、そうすると、実績がこういうふうになると、もうちょっとその辺の、単に申請上出てくるから、それだけをやっていけばいいということが本当にいいのかどうかというのは今後の課題だなあという気がしましたけどね。

もう1つ、先ほどの新規就農の若い人の状況で、前からいつも思っておっ

たのは、若い人が新規就農で年間150万円を1年間受けていただいてやるわけですけど、ここにもありますように、課題としては、就農地域に定着できるような支援をする必要があるということだとか、営農環境について配慮するというふうに書いてありますが、その中に含まれるかどうかは別として、やっぱり農作業で成果物があるものですから、販路を本当にどう考えていくかということ、なかなか個人努力だけでは賄い切れなくて、この場合の女性の方も、結局この人は有機栽培だったものですから、あのときたまたま農業委員会で話を聞いたときには、名古屋の駅前のそういうのを扱っているグループのところへ持って行って、売っていますよというような、それは週に1遍とか2遍の話だものだから、地域でそういうものに理解を示していただいて、これは上段の方も必要ですけど、新しい人がせつかくそういう場所に出てきてくれてやるわけですので、その辺の販路をどうするかということ、本人の責任だけにさせるのではなくて、そういう環境をどういうふうに形づくるというのか、その辺のところもぜひ、この文言の中には、支援する必要があるだとか、営農環境に配慮すると書いてありますが、具体的にそういうことが必要じゃないかという気がするんですけど、その辺のところはどうなんでしょうね。

○農政課長　　現在このお2人は個人的に営業活動に動いてみえます。上の方はJAの青年部に入りまして、そちらのほう、JAも一部協力していただいて、販路拡大をしていただければありがたいと思っていますので、市としても多少JAに働きかけをしたいなと思っています。

○東委員　　前にJAが出しておるチラシにこういう新規就農の方の紹介のコーナーがあって、それでお知らせしてもらっておるというJRのチラシか何かを見た覚えがあるんですけど、こうやって新しく取り組んでいる。江南市だけじゃないんですね。JAは愛知北だものだから、ほかの市町でも見えて、そういう形で紹介しておった記事があったんですけど、ああいう形の支援とか、今、具体的に販路といってもなかなか難しいなという気がしますけど、理解を示すような形で、逆に言えば、そういうのを買いたいという人もいないわけではないなという気もするものだから、ぜひこれは要望ですけど、そういうところもふやしていただくとありがたいなと。

○農政課長 実際、地元の企業というか、業者も、1つの例でいいますと、ブラッスリー三幸さんと、あと天錦さんがそういう有機野菜を引き受けたり、そこで売らせていただいたりという活動に協力していただいているということもあります。

○委員長 よろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をします。

本日の議題もまだ残っておりますけれど、本日の委員会はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩します。

午後 4 時 50 分 休 憩

午後 4 時 51 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

明日は午前10時00分から委員会を開催したいと思っております。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後 4 時 51 分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 稲山明敏